

中央新幹線 中央アルプストンネル(尾越) ー トンネル掘削工等に係る工事説明会 ー

令和5年5月30日(火)	19:00	於:南木曾町公民館 蘭分館
令和5年6月 6日(火)	19:00	於:南木曾町公民館 広瀬分館
令和5年6月12日(月)	19:00	於:妻籠町並み交流センター

事業者:東海旅客鉄道株式会社

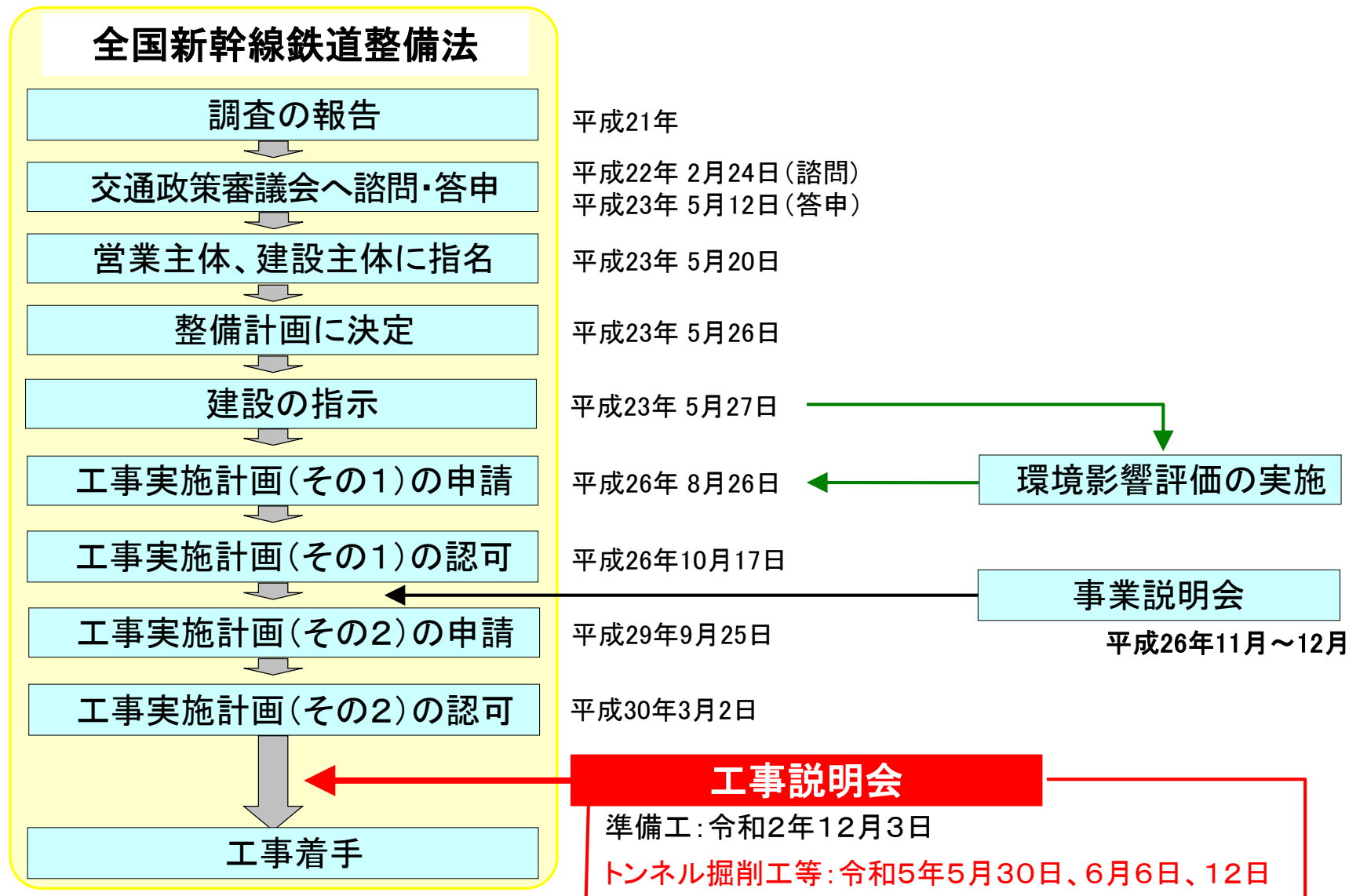
発注者:独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

施工者:大林・若築・株木 中央新幹線、中央アルプストンネル(尾越)

特定建設工事共同企業体

1. 事業概要
2. 工事概要
3. 工事用車両の通行計画及び安全対策
4. 環境保全等
5. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例
6. その他

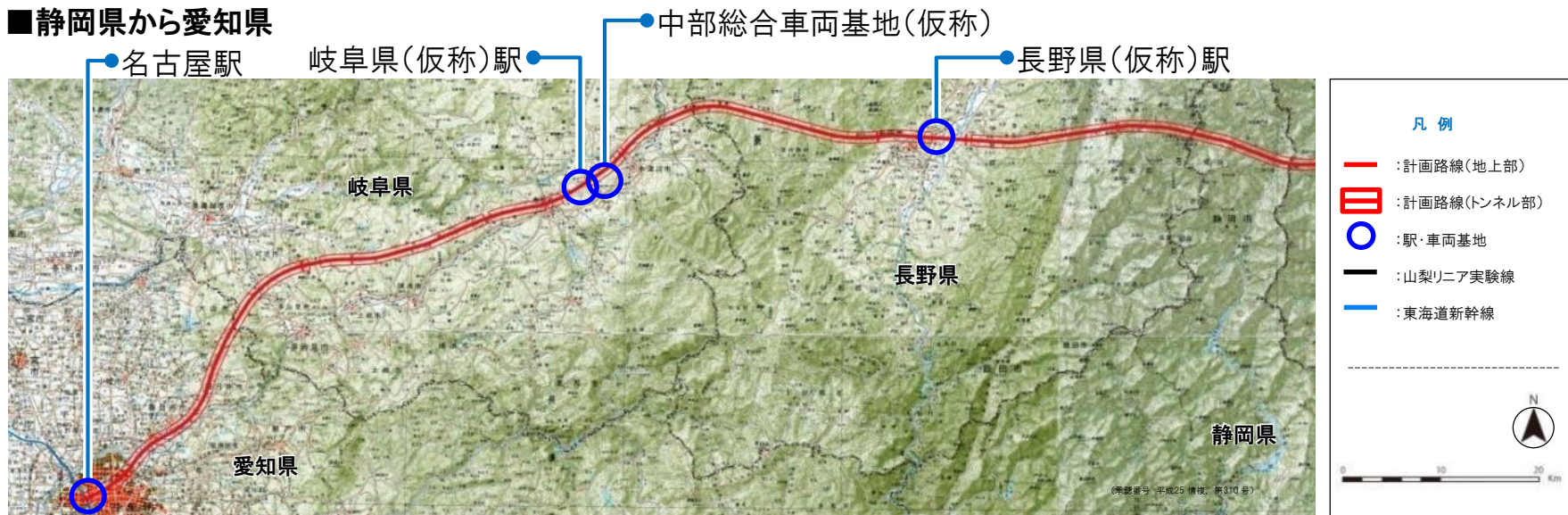
1. 事業概要
2. 工事概要
3. 工事用車両の通行計画及び安全対策
4. 環境保全等
5. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例
6. その他



■東京都から山梨県



■静岡県から愛知県



2. 工事概要

(1) 工事概要

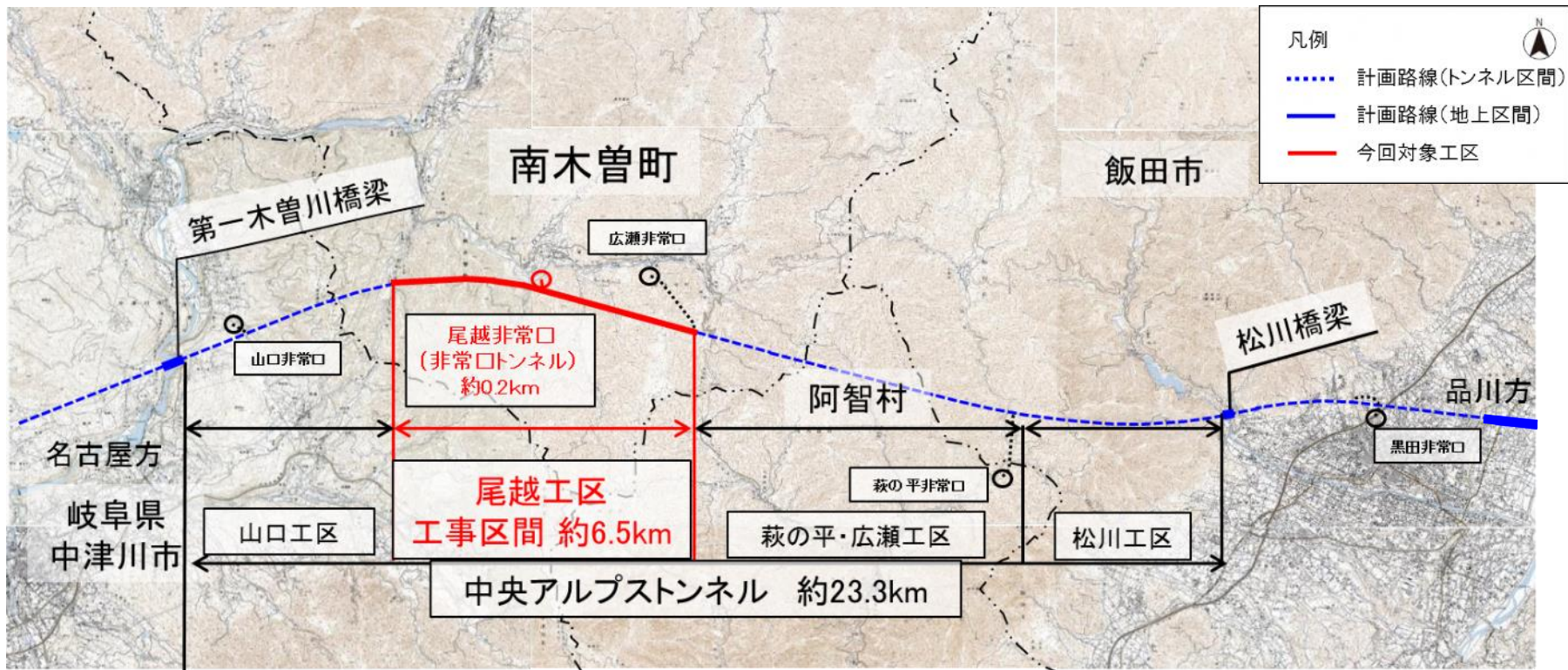
(2) 施工順序及び工事計画

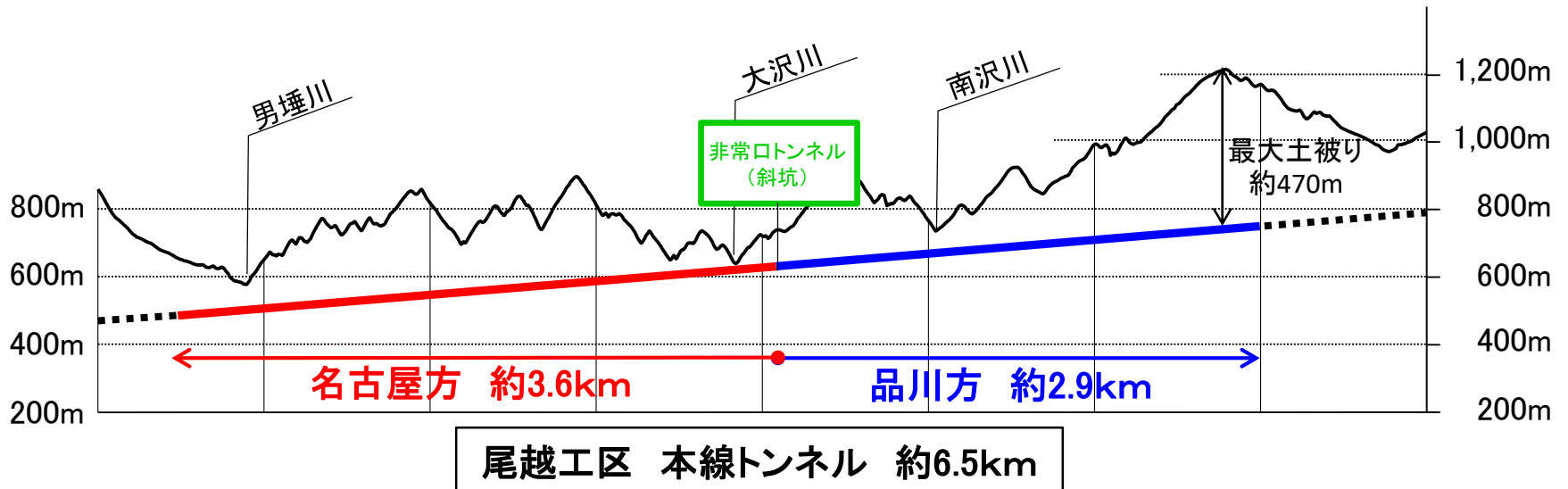
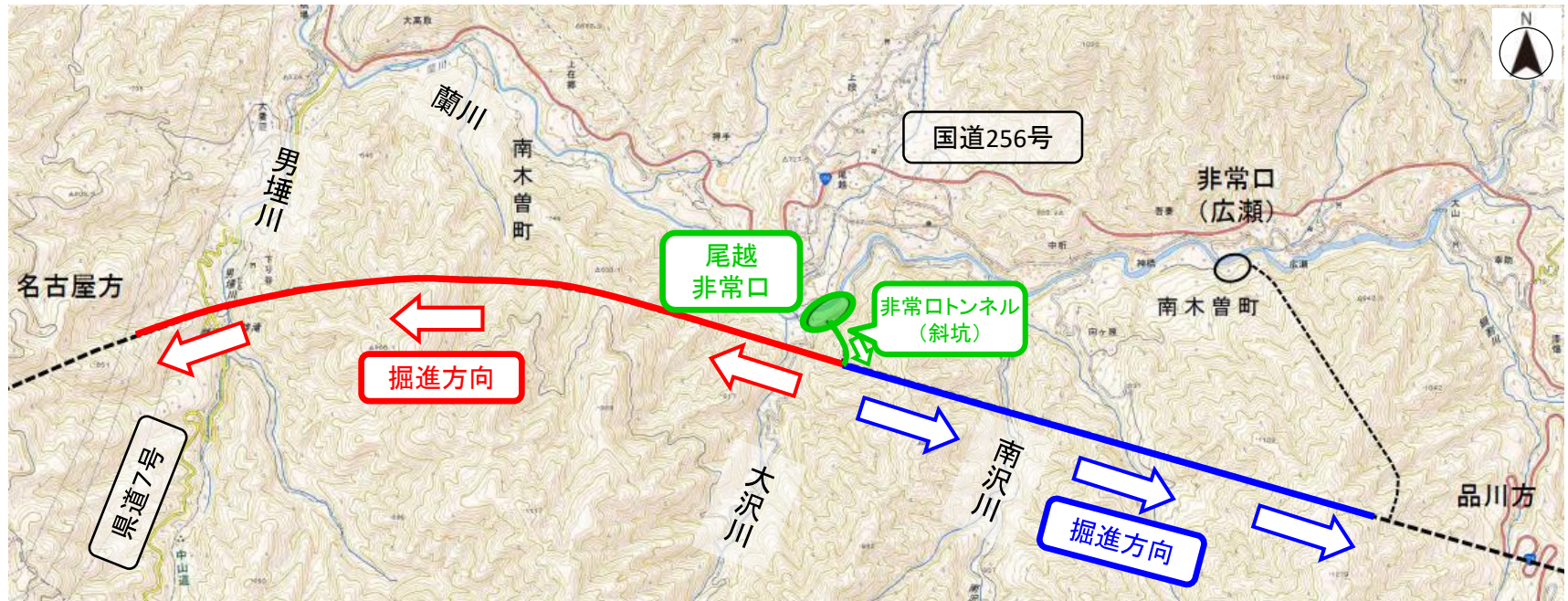
(3) 発生土置き場

(4) 工事工程

中央新幹線、中央アルプストンネル(尾越)

発注者	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
施工者	大林・若築・株木 中央新幹線、中央アルプストンネル(尾越)特定建設工事共同企業体 (構成員:(株)大林組・若築建設(株)・株木建設(株))
工事期間	令和2年3月24日～令和8年7月7日





- 令和元年8月に南木曾町等と締結した、「中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項」に基づき、工事を進めております。

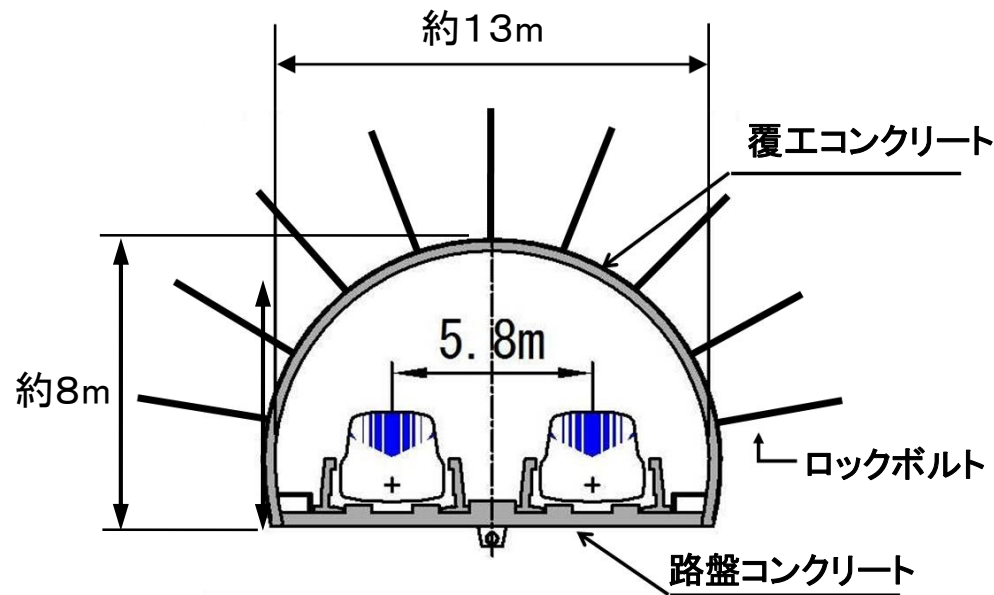
中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項

中央新幹線の建設にあたり、東海旅客鉄道株式会社(以下、「JR東海」という。)は、工事の安全、環境の保全、地域との連携を重視して進めることとしているが、南木曾町、JR東海、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下、「機構」という。)及び長野県は、今後、以下の事項について相互に連携・協力して誠実に取り組むものとする。

- 1 JR東海は、必要な発生土置き場(仮置き場含む)を確保した後にトンネル(斜坑含む)掘削を行う。[※]
- 2 JR東海は、発生土置き場(仮置き場含む)、作業ヤード及び工事用道路の造成着工前に、施工方法、安全性及び管理方法について、わかりやすく説明する。
- 3 工事用車両の運行に係る時間帯や安全対策等に関すること、発生土置き場(仮置き場含む)の管理等に関することは、必要により別途文書で確認を行う。
- 4 JR東海は、長野県及び南木曾町に提出する環境保全計画書に基づき、環境の保全に努めるものとする。また、JR東海は、長野県水環境保全条例第6条及び長野県指令29水大第378号(平成30年3月27日付)の知事同意の条件に基づき必要な対策を行う。なお、当該対策を行うにあたっては別途文書で確認を行う。
- 5 上記の実施にあたり、疑義または予測できない問題や課題が新たに発生した場合は、4者が協議して解決する。

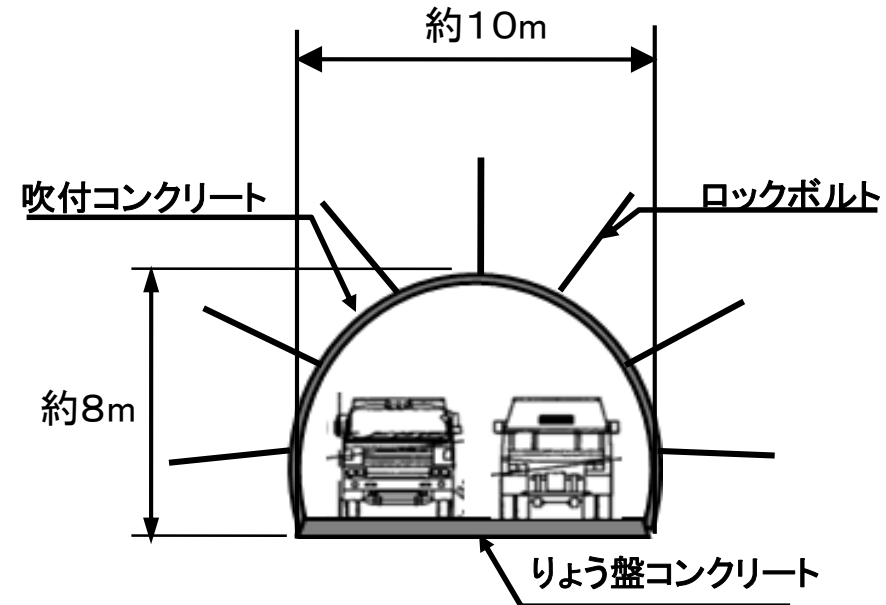
※発生土置き場を確保した分のみ掘削を行います。

本線トンネル



本線トンネル
横幅 約13m
高さ 約8m

非常口トンネル



尾越非常口トンネル
横幅 約10m
高さ 約8m

工事施工ヤード整備
発生土置き場整備等 等



8時00分～18時00分

トンネル掘削作業



24時間(2交代制)

発生土運搬車両の運行



8時00分～18時00分

資機材運搬車両の運行

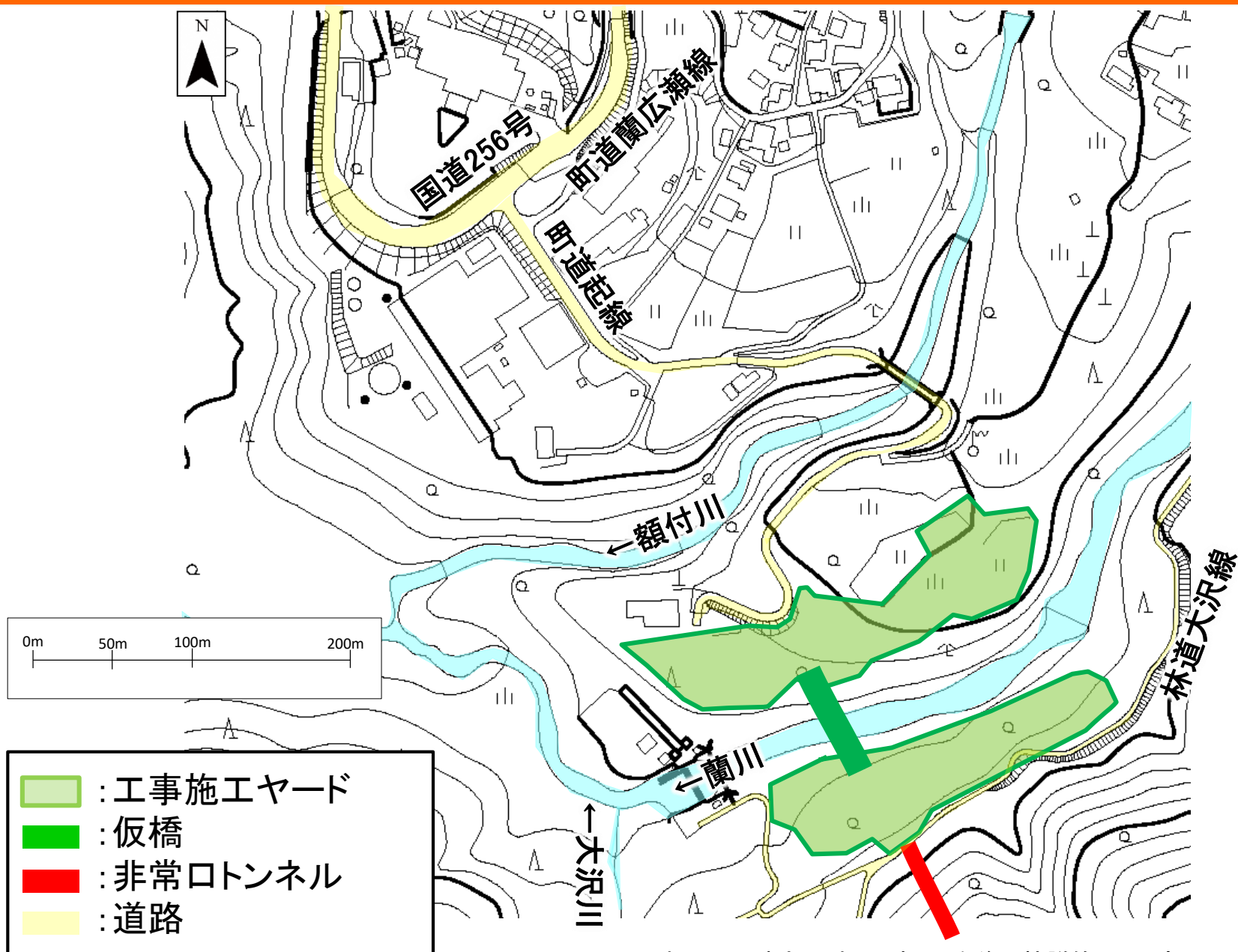


7時00分～19時00分

- ※上記の時間帯は、現地での作業開始、終了の時間です。
- ※日曜日、その他長期休暇(年末年始等)は休工日になります。
- ※工事の進捗状況等により、上記以外の時間や休工日に作業や運搬を行うことがあります。
その場合は事前に地元の皆様と調整します。
- ※地域のイベント等が開催される場合は、運行時間などについて、
事前に調整させていただきます。
- ※工事で使用する重機を運搬する特殊車両は、法令の定めにより、
21時～6時の時間帯に運搬することを考えています。
- ※中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項 第3項に基づき、
運行等については、南木曽町と別途文書で確認を行います。

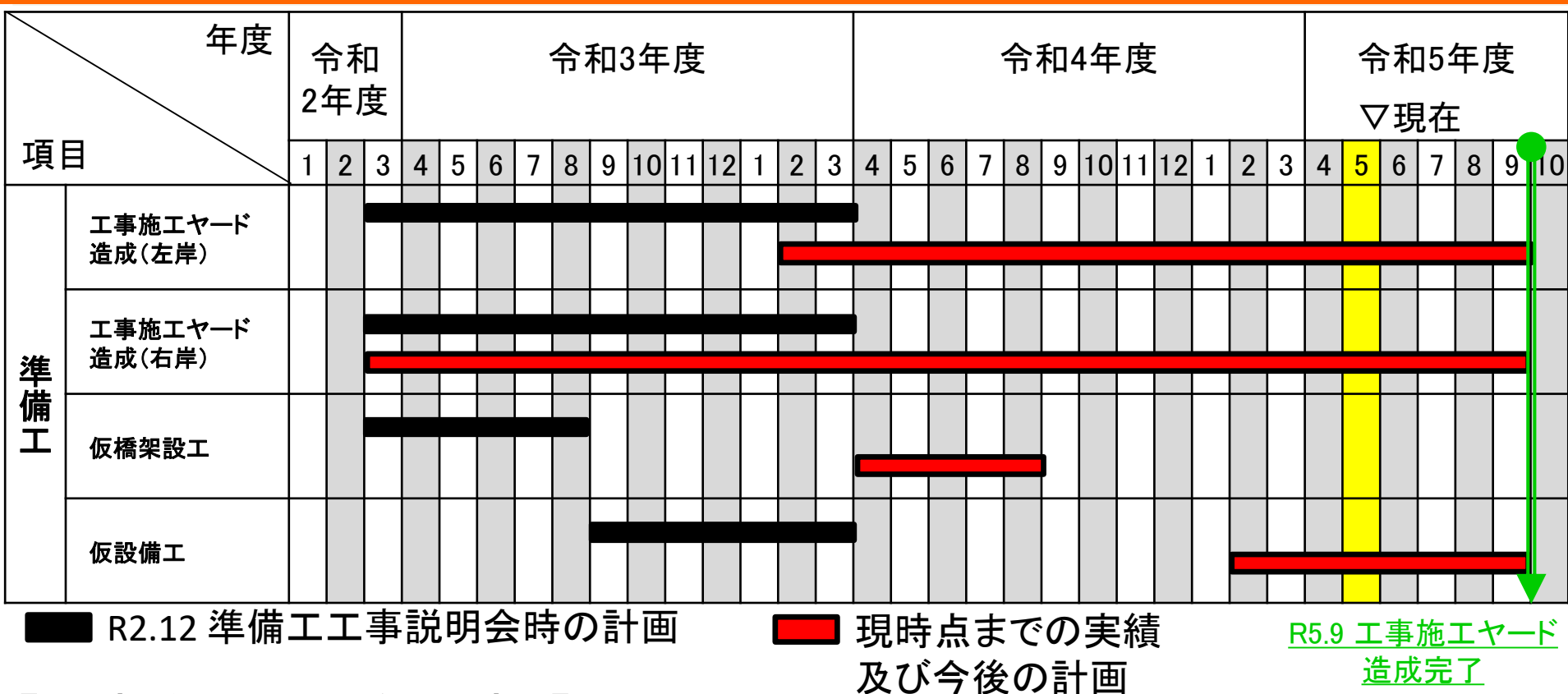


※特殊車両イメージ



※本図は現時点の計画であり、今後の協議等により変更の可能性があります

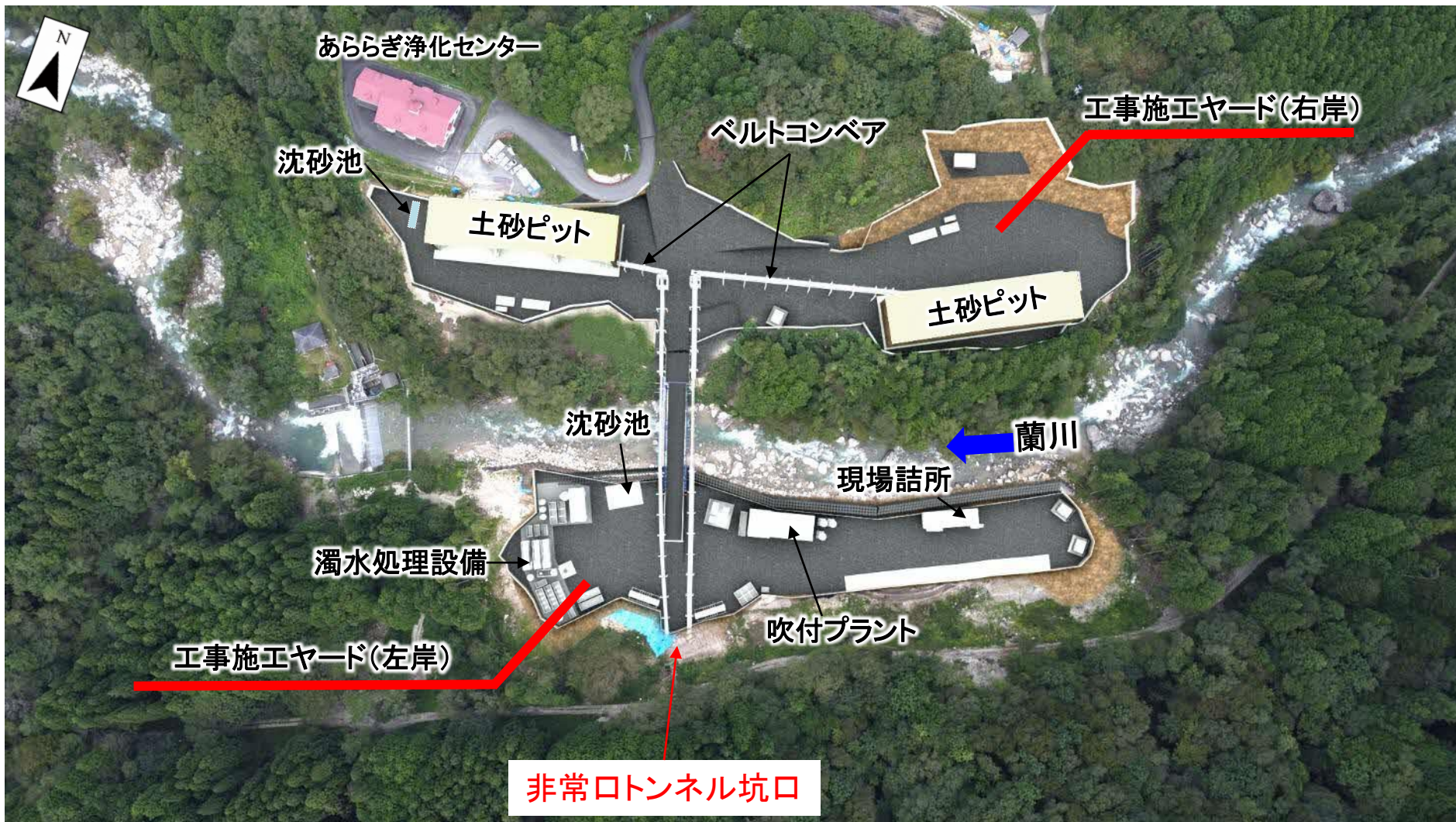
準備工の進捗状況



準備工の進捗状況



工事施工ヤード計画



※現時点の案であり、今後変更が生じる場合があります。

2. 工事概要

(1) 工事概要

(2) 施工順序及び工事計画

(3) 発生土置き場

(4) 工事工程

1. 準備工



2. トンネル掘削

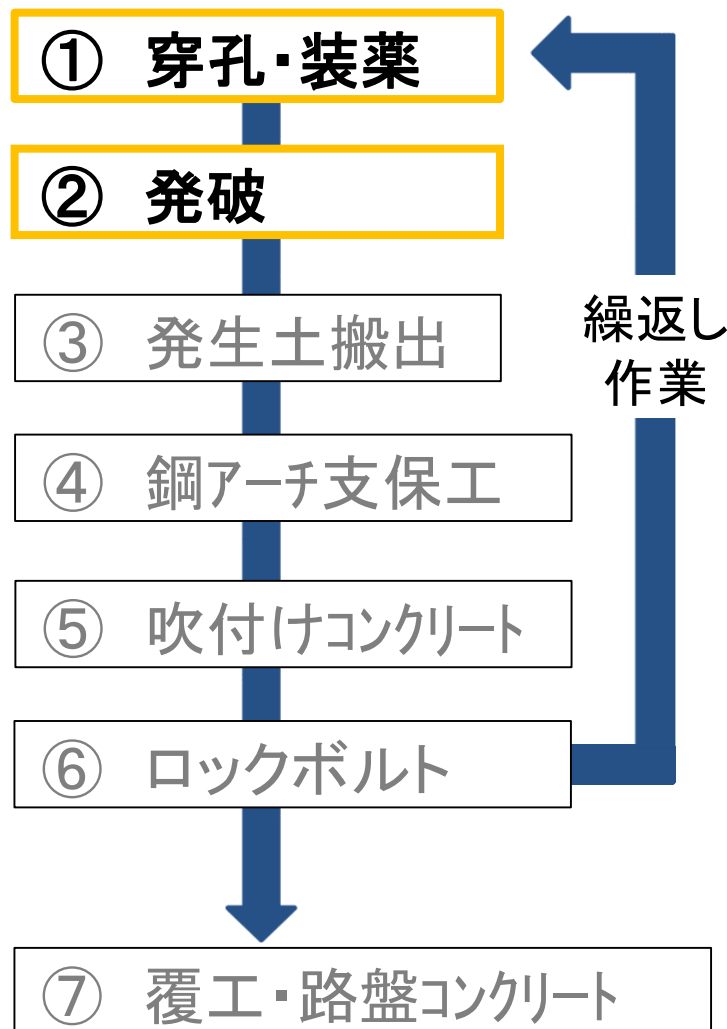


3. 覆工・路盤工

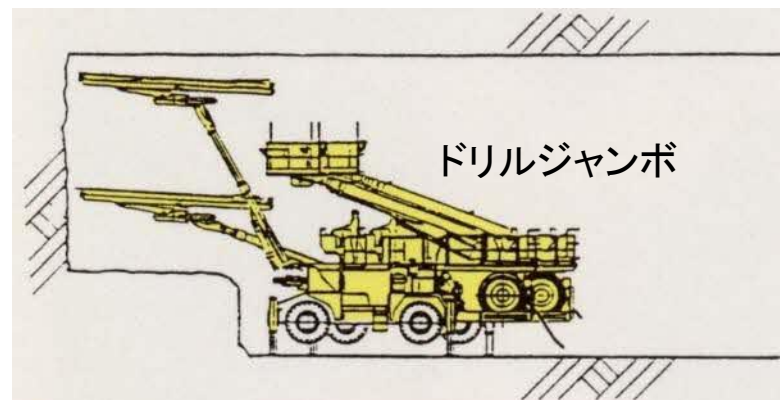


4. 後片付け

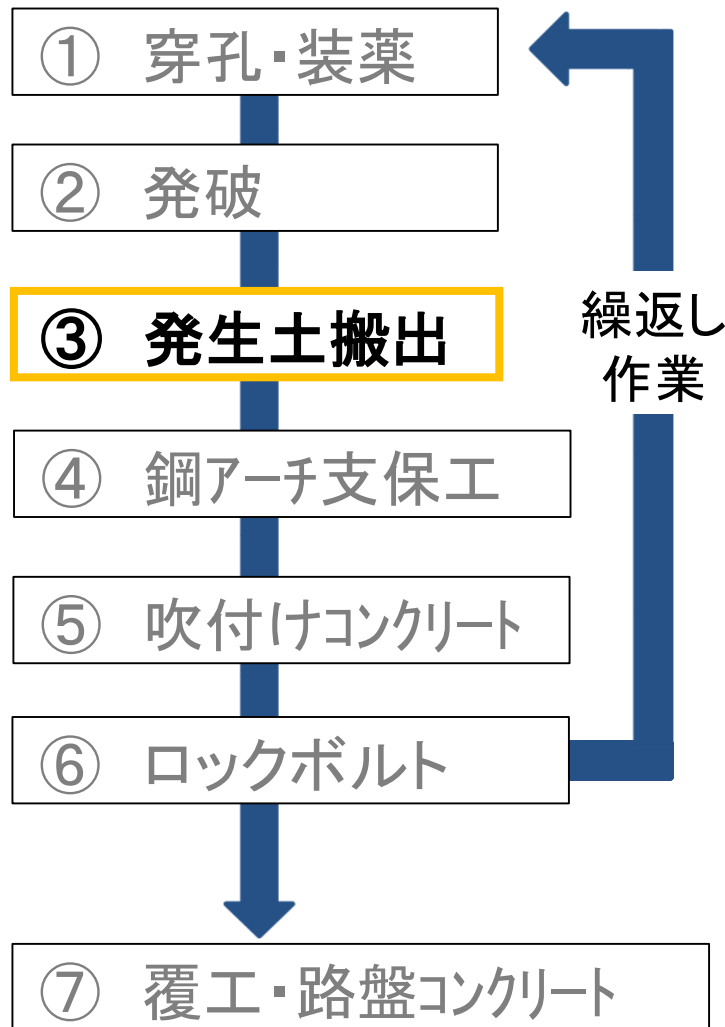
今回対象



穿孔・装薬状況



硬い地山のトンネルは、火薬の力を利用して掘削します。火薬を充填する孔を開けるため、削岩機を使用します。



発生土搬出状況

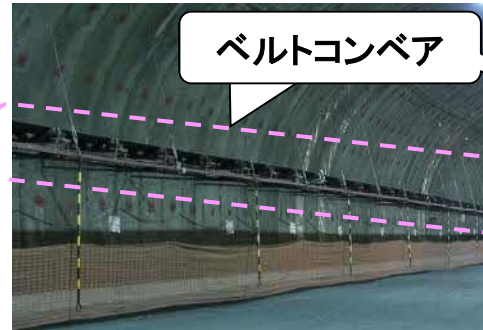
<ダンプトラックによる搬出>



タイヤショベル

ダンプトラック

<ベルトコンベアによる搬出>



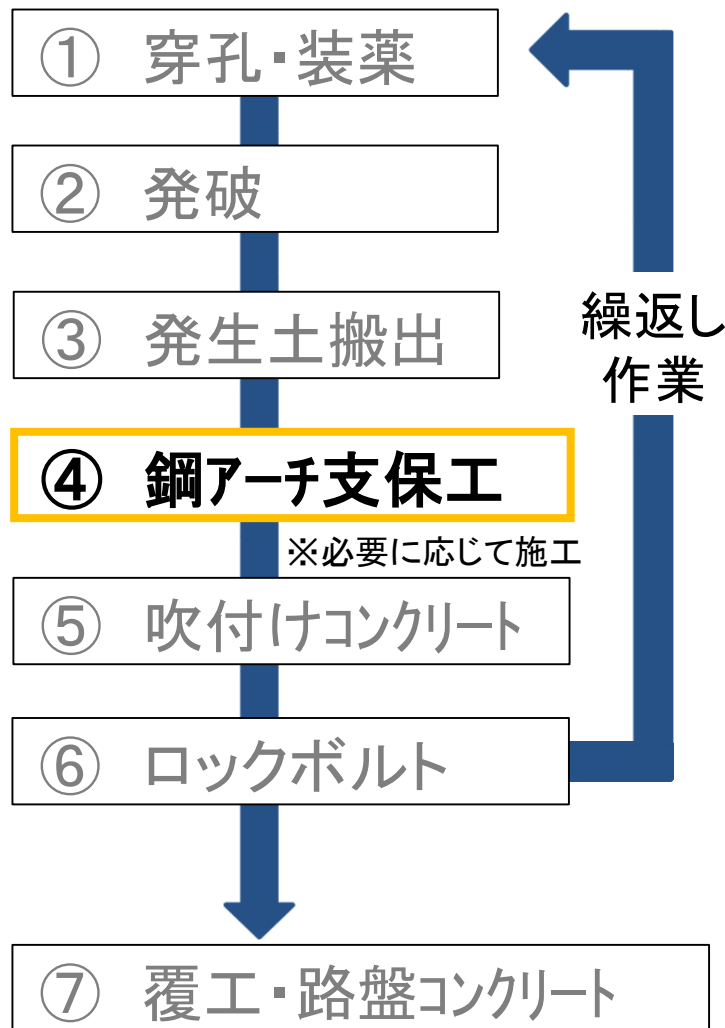
ベルトコンベア



タイヤショベル

爆発させてくずれた岩塊(発生土)をトンネルの外に搬出します。

鋼アーチ支保工 建込み状況



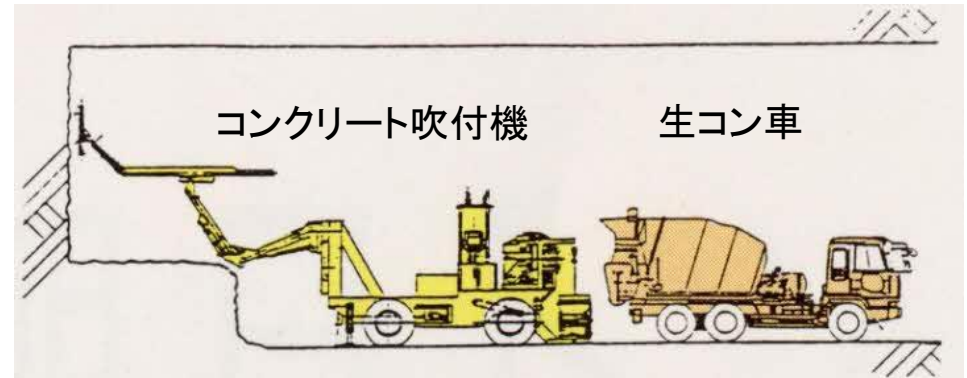
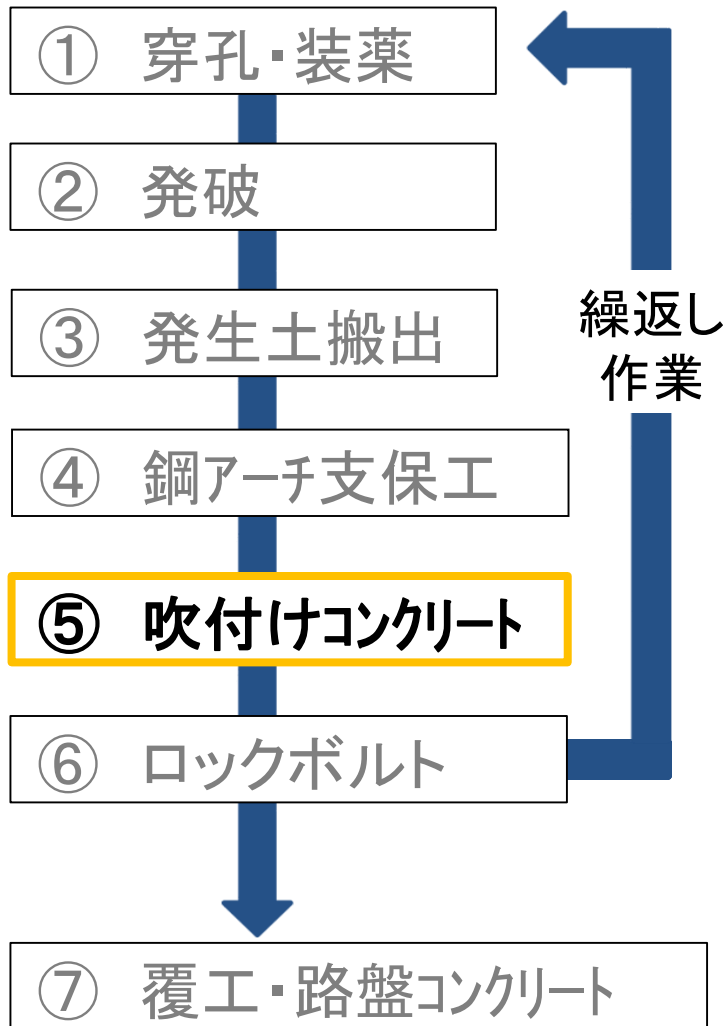
鋼アーチ支保工



支保工エレクター

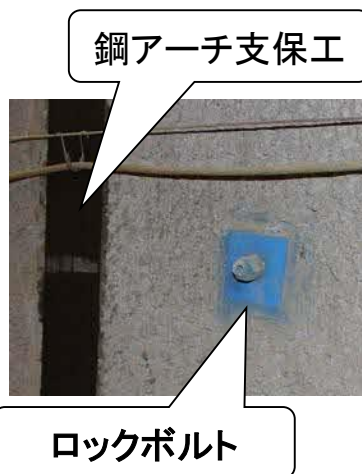
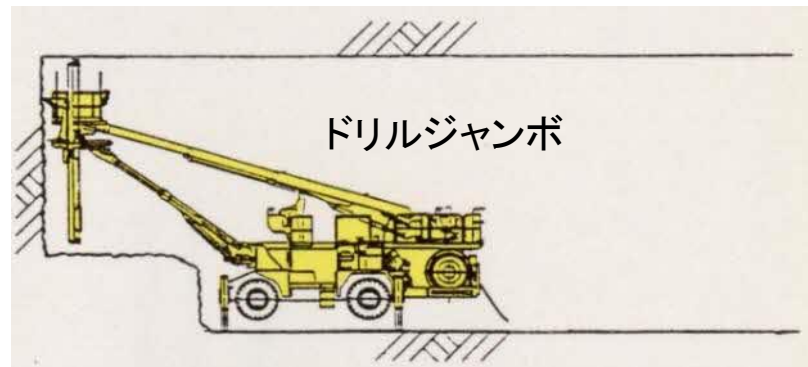
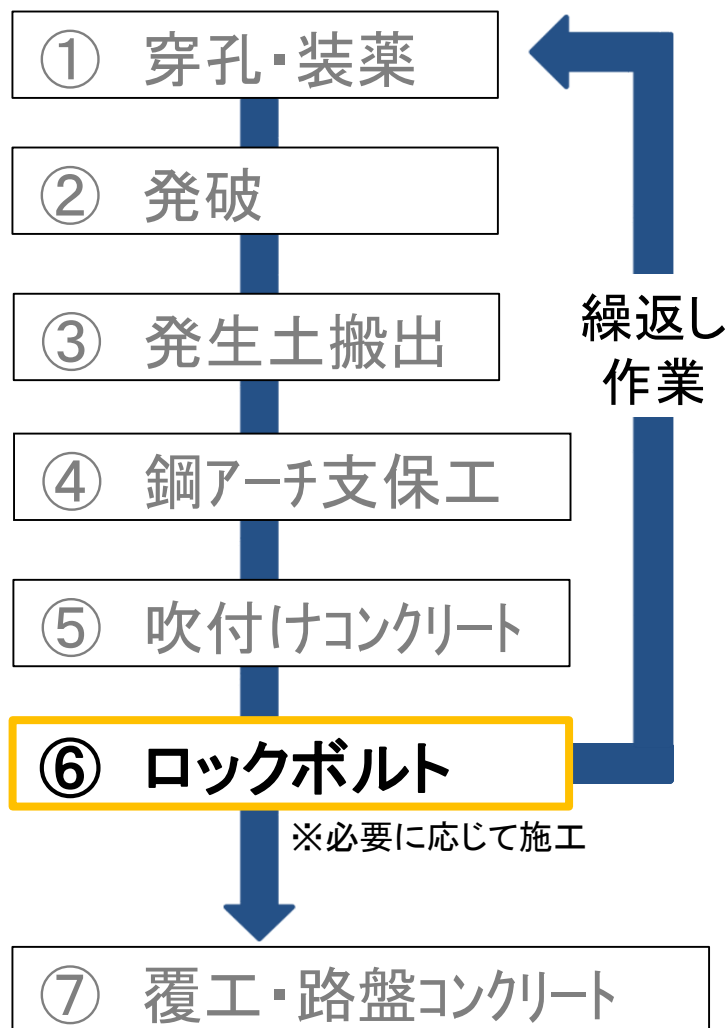
鋼アーチ支保工を、支保工台車で切羽まで運搬し、支保工エレクターで建込みます。

コンクリート吹付状況

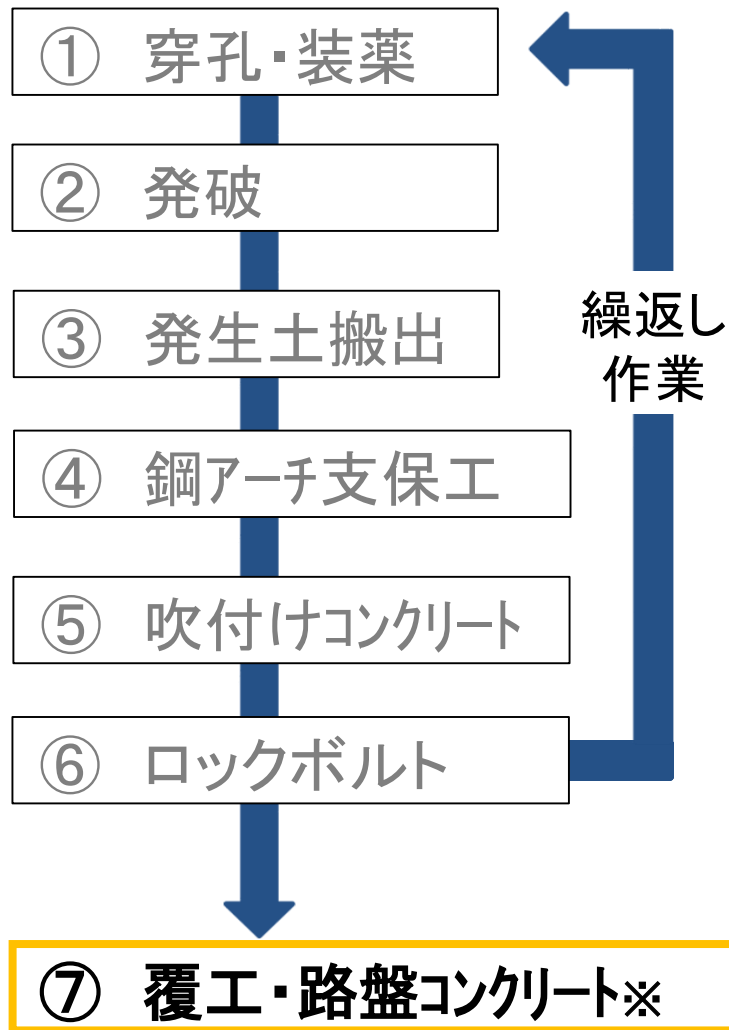


トンネルの外のプラントからコンクリートを生コン車で運搬し、コンクリート吹付機で吹付けます。

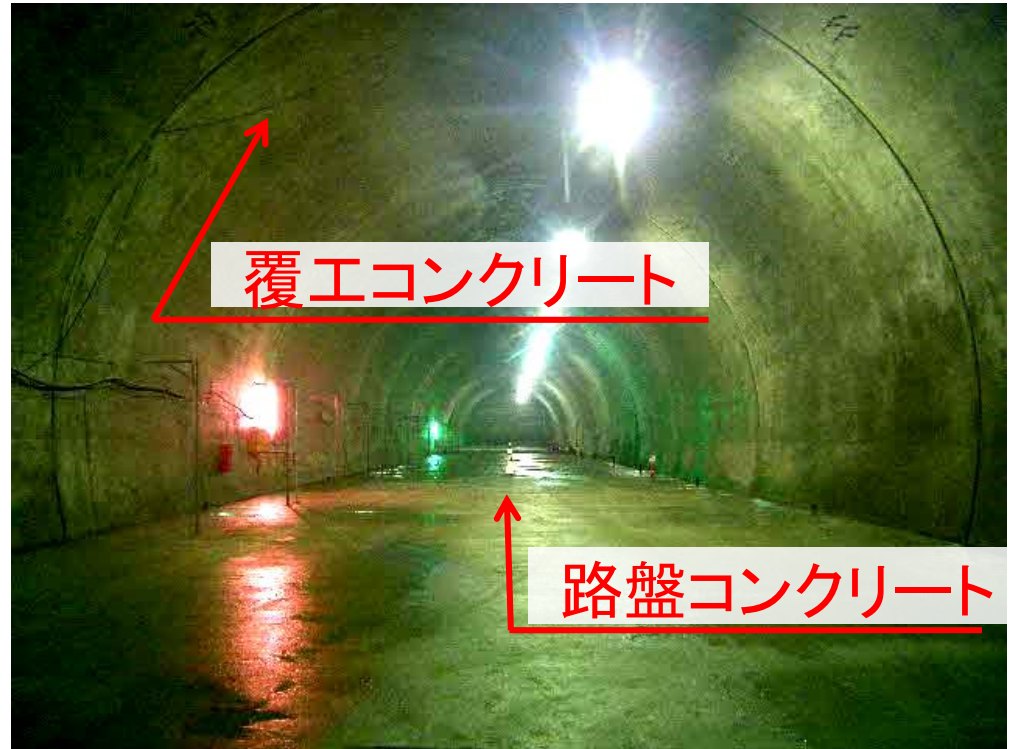
ロックボルト打設状況



ドリルジャンボで削孔後、削孔した孔にモルタルを充填し、ロックボルトを挿入します。



覆工・路盤コンクリート



トンネルの周囲をコンクリートで覆います。

2. 工事概要

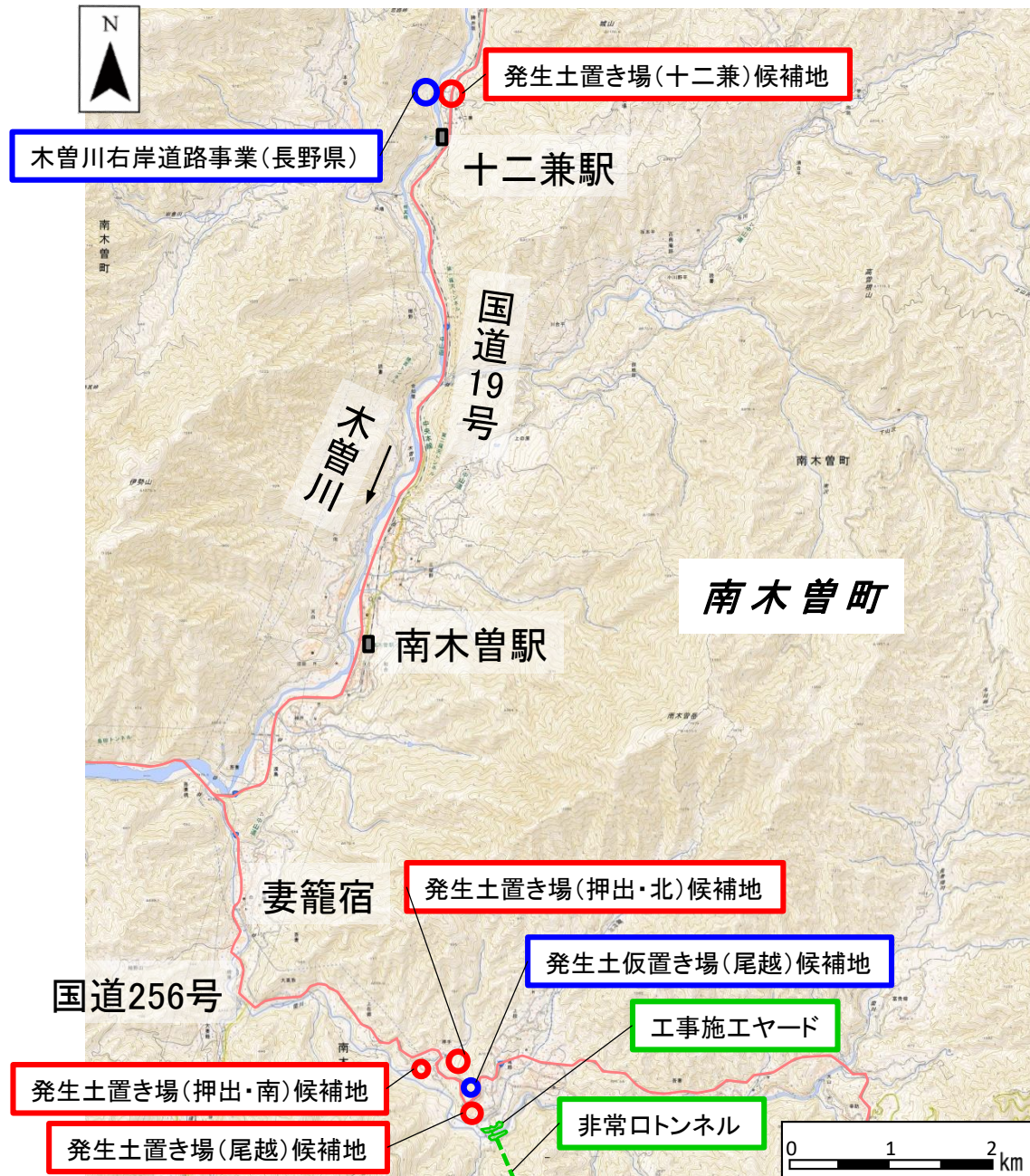
(1) 工事概要

(2) 施工順序及び工事計画

(3) 発生土置き場

(4) 工事工程

発生土の主な搬出先候補





※県事業との兼ね合いにより、10月の掘削前にも準備工時のヤード余剰土を運搬する場合があります。
その場合は工事日より等で適宜お知らせします。

発生土仮置き場(尾越)

- ドライブイン跡地を発生土の仮置き場として使用することを予定しています。



発生土仮置き場(尾越)は、通常は発生土運搬車両の台数調整等のための仮置き場として、区分土※が発生した場合には区分土の仮置き場として使用します。

また、搬入した発生土については最終的には撤去する計画です。

※自然由来の重金属等や酸性土を含む発生土

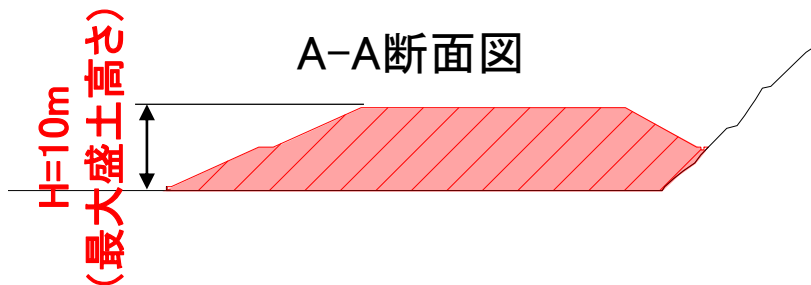
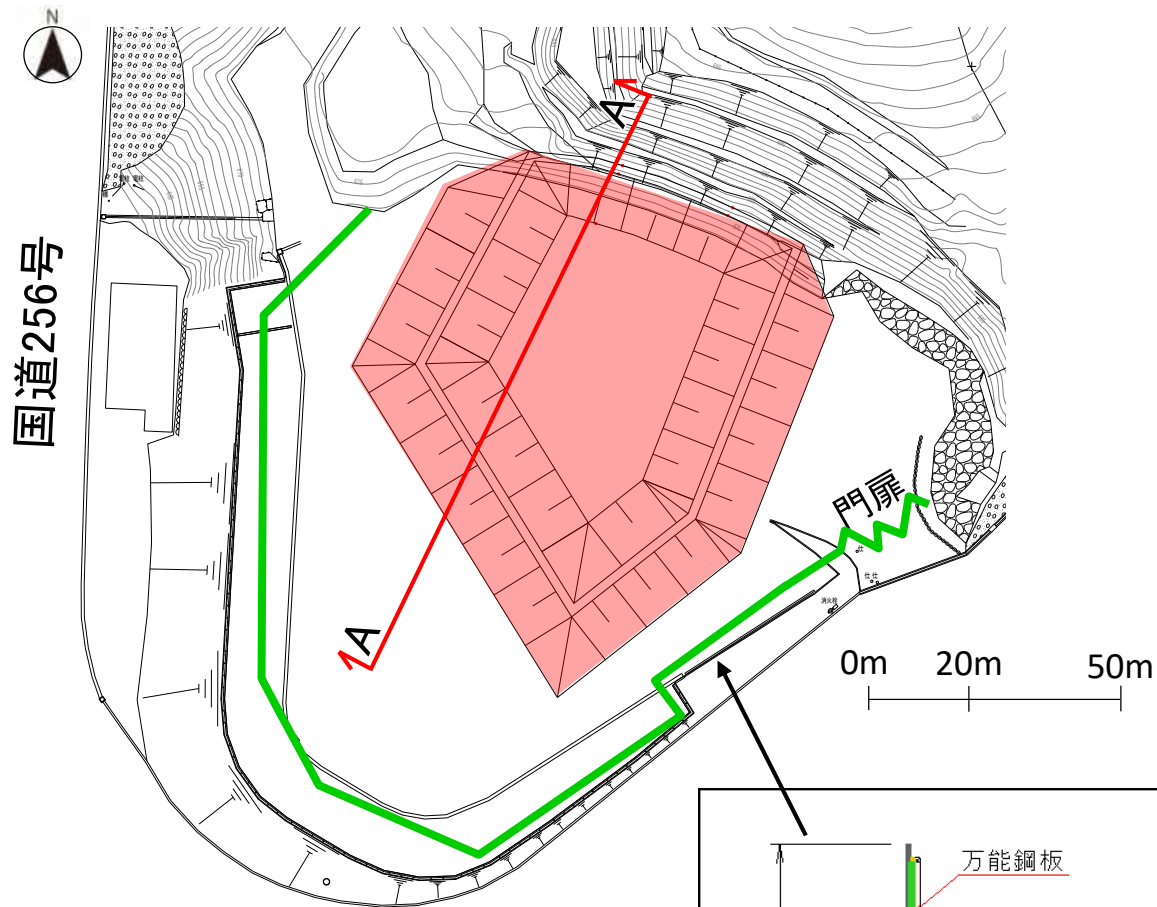


※R3.12撮影

土量: 約26,000m³
最大盛土高さ: H=10m

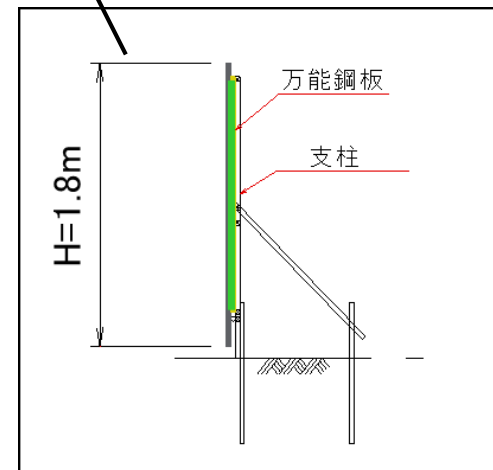
【施工順序】

- ・敷き均し
- ・転圧
- ・法面、小段設置
- ・盛土
- ・搬出



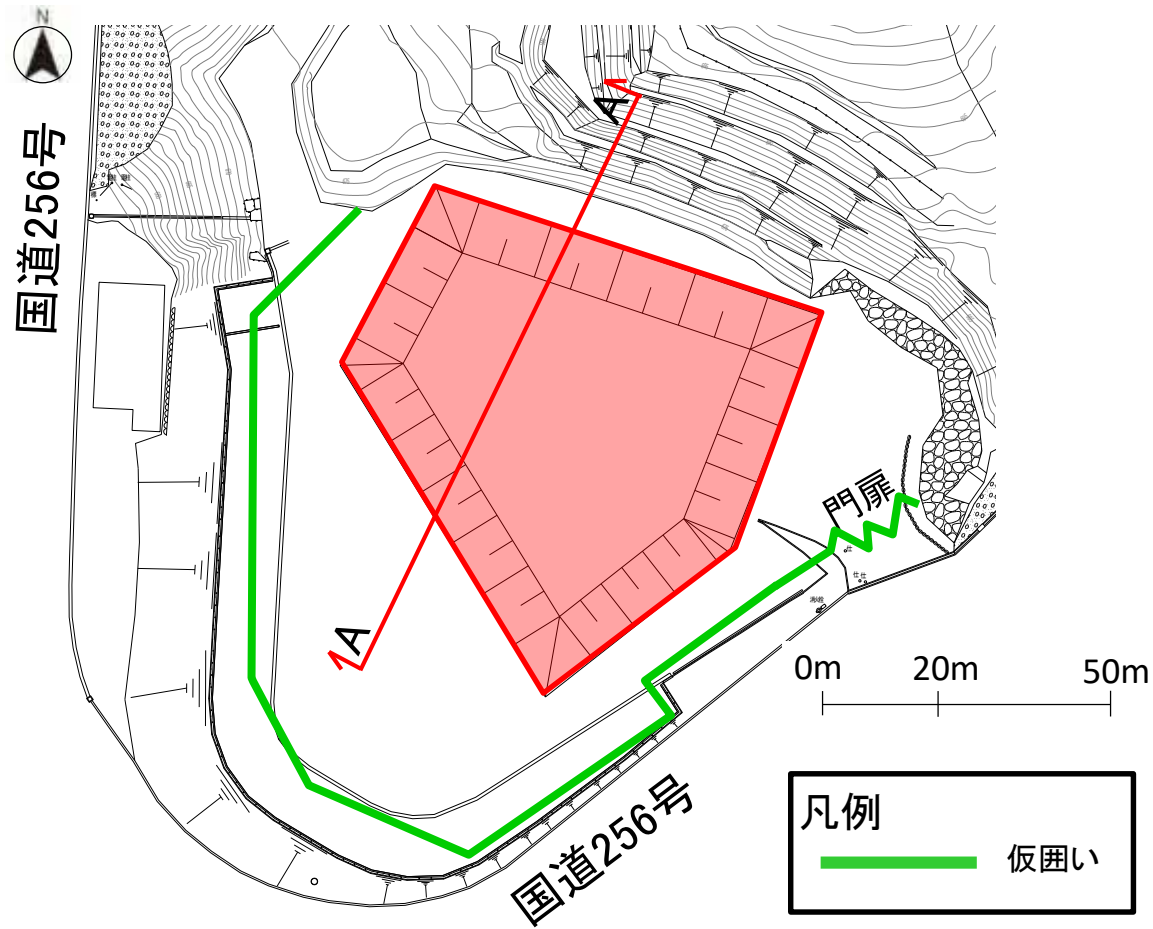
凡例

— 仮囲い



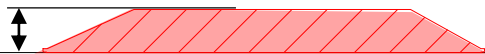
【区分土の場合】

土量: 約14,000m³
最大盛土高さ: H=5m



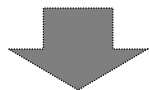
H=5m
(最大盛土高さ)

A-A断面図



(1)準備工

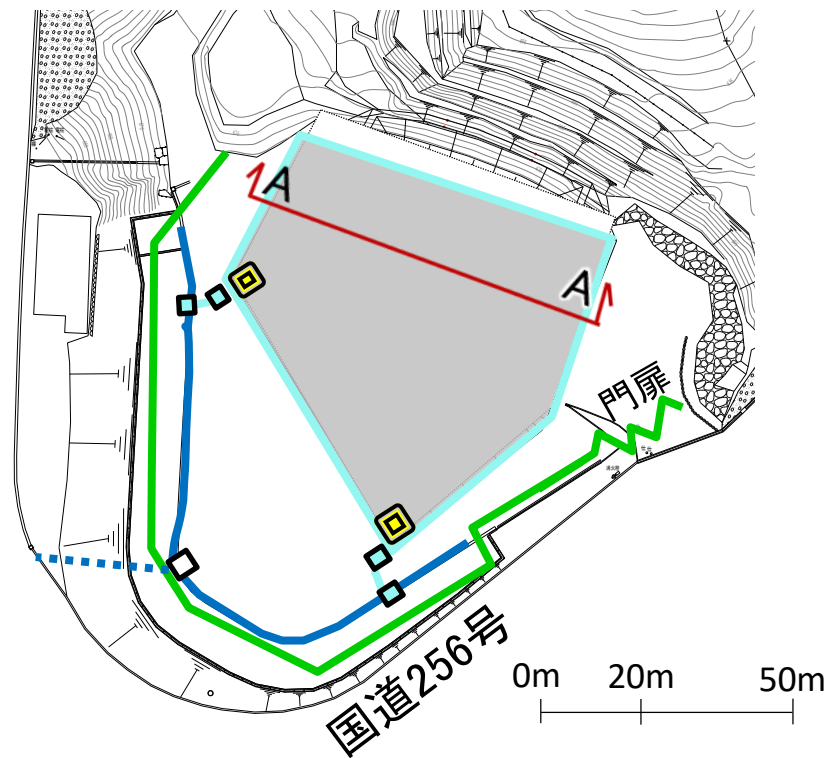
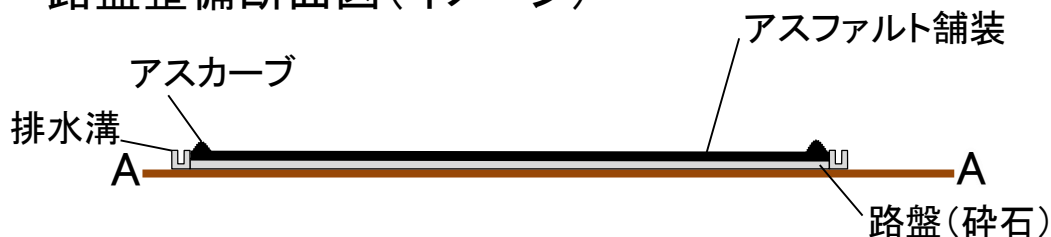
- ・仮囲い設置
- ・路盤整備
- ・排水溝、集水設備、集水ピット設置



(2)盛土、搬出

- ・遮水シート設置
- ・敷き均し
- ・転圧
- ・法面、小段設置
- ・盛土
- ・搬出

路盤整備断面図(イメージ)

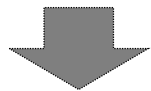


凡例

- | | |
|-------------|------------|
| — 仮囲い | □ 集水ピット |
| — 排水溝(既設) | — 排水溝(新設) |
| --- 暗渠管(既設) | |
| □ 集水設備(既設) | □ 集水設備(新設) |
| ■ 路盤 | |

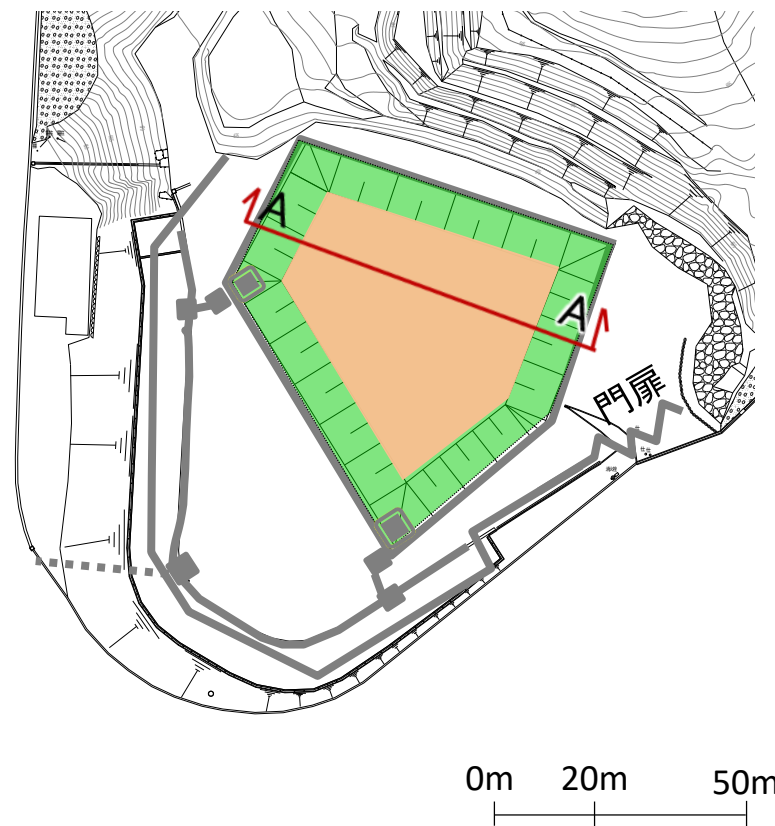
(1)準備工

- ・仮囲い設置
- ・路盤整備
- ・排水溝、集水設備、集水ピット設置

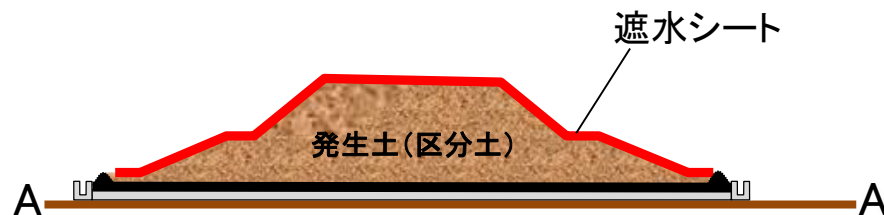


(2)盛土、搬出

- ・遮水シート設置
- ・敷き均し
- ・転圧
- ・法面、小段設置
- ・盛土
- ・搬出



路盤整備断面図(イメージ)



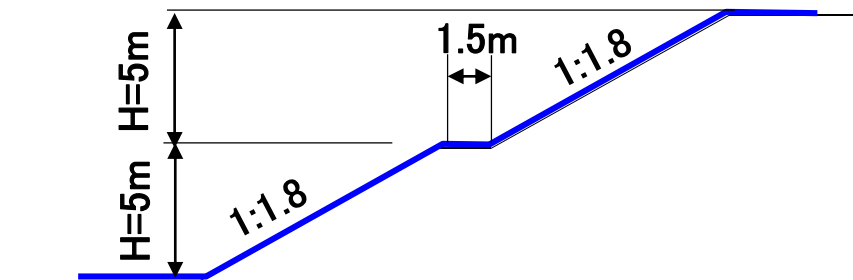
凡例

- 法面
- 平地

＜計画上の配慮事項＞

- ・法面勾配: 盛土が安定する勾配(1:1.8)とし、高さ5mごとに幅1.5mの小段を設けます。
- ・盛土条例(長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例)に係る申請を行い、許可を受けたうえで運用します。

法面勾配イメージ



2. 工事概要

(1) 工事概要

(2) 施工順序及び工事計画

(3) 発生土置き場

(4) 工事工程

年度 項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
準備工				今回対象
トンネル掘削工				
覆工・路盤工				
右岸道路運搬				
発生土置き場整備等				

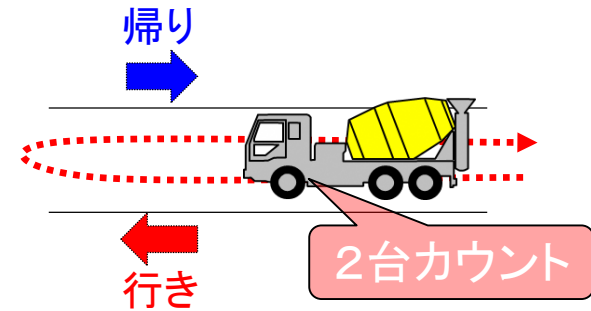
※トンネル掘削に伴う発生土は、当面の間、木曽川右岸道路事業(長野県)での活用を予定しております。
 ※工程は現在の予定です。

3. 工事用車両の運行計画及び安全対策

(1) 運行計画

(2) 安全対策

- 資機材運搬車両は、国道256号から町道起線を通り、工事施工ヤードへ向かう計画です。
- 発生土運搬車両は、木曽川右岸道路事業（長野県）への運搬のため、町道起線から国道256号に出て、十二兼方面へ向かう計画です。



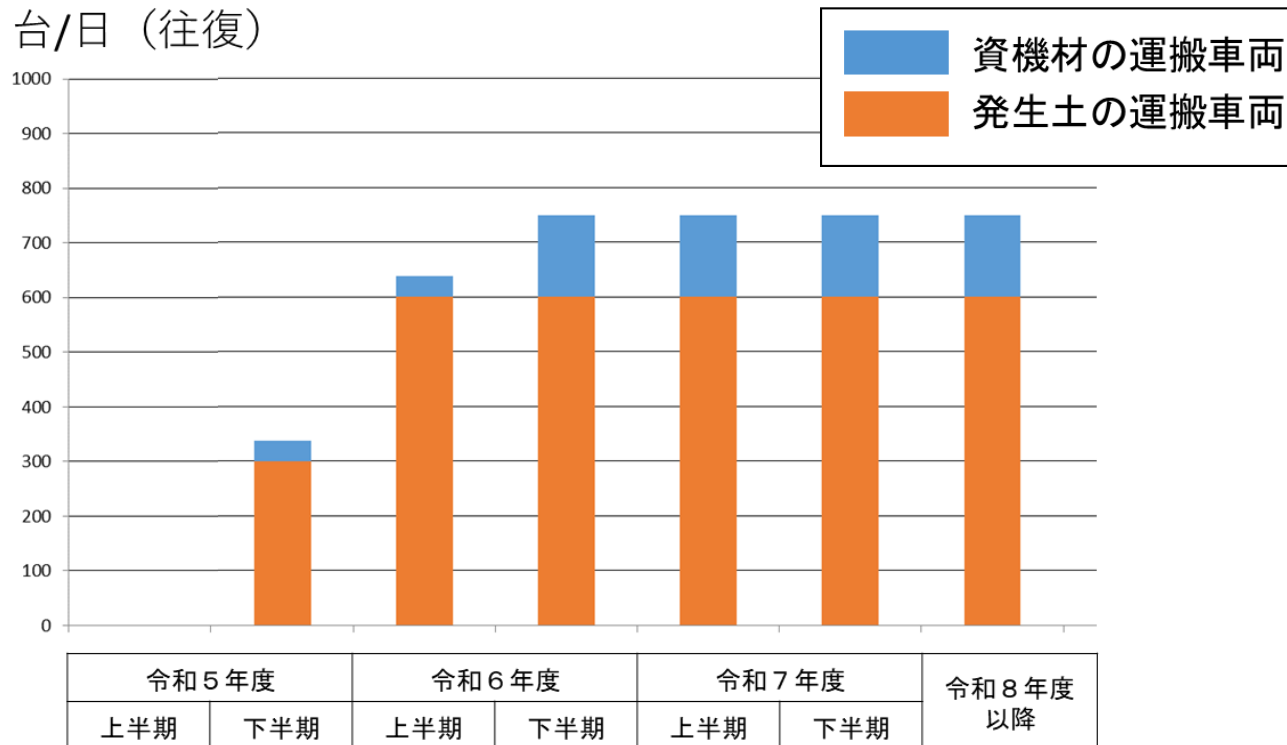
場所	最大車両台数(往復)
町道起線	約750台/日

※台数は「月別日平均の最大値」を示しています。

※木曽川右岸道路事業（長野県）への発生土運搬車両台数は約250台/日（往復）を予定しております。

※車両運行は、詳細な工事計画が固まり次第、毎月の工事便り等で別途ご報告致します。

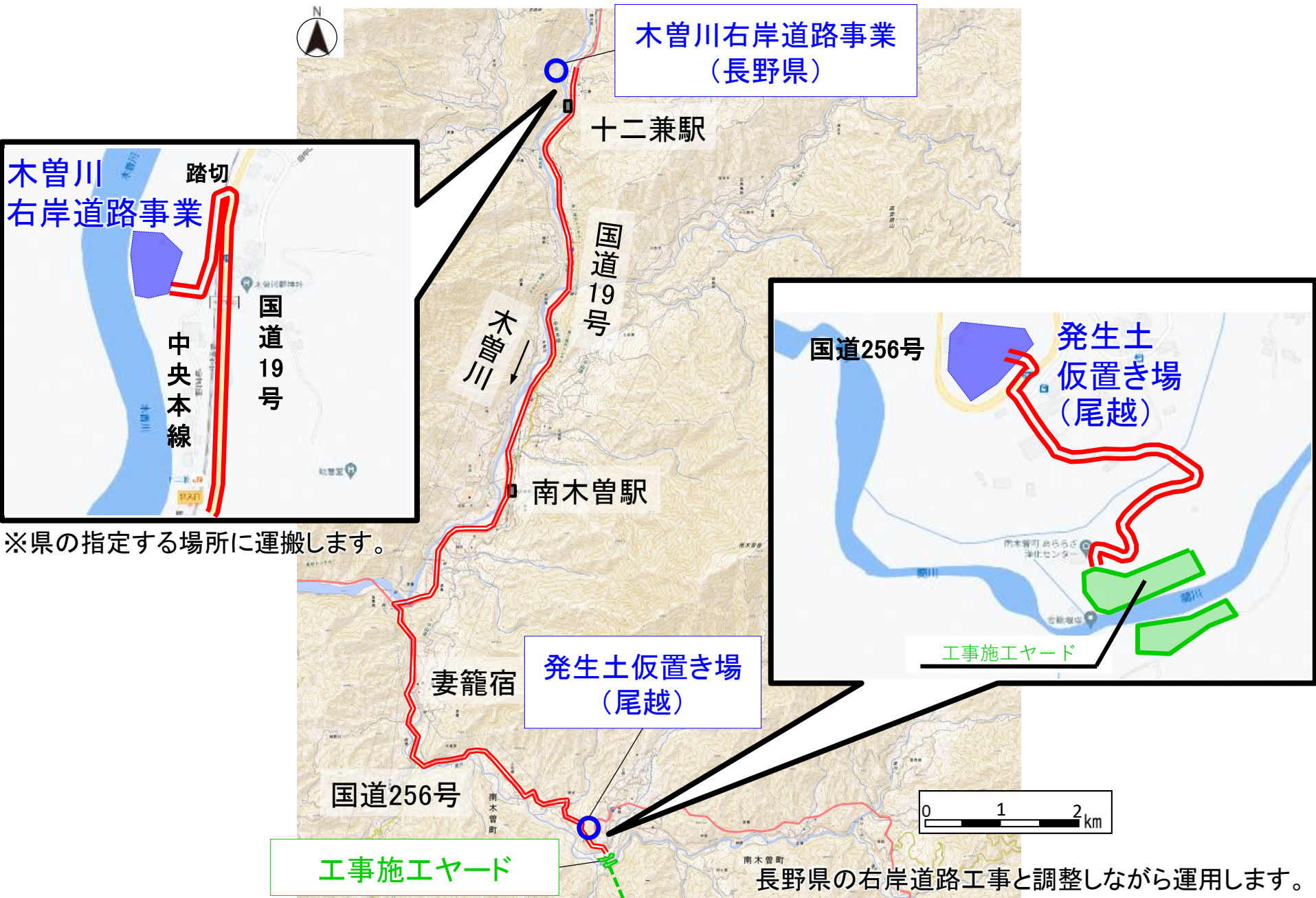
【町道起線における想定運行台数の推移】



※台数は工事期間中における月別の日平均計画台数が最大となる値を示している。
 ※上記台数は最大台数を示しており、上記台数が常時運行するものではない。
 ※現時点の計画であり、状況等により変更する場合があります。

工事用車両が運行する国道256号は、隣接する中央アルプストーンル新設（萩の平・広瀬工区）（以下、隣接工区とする）の工事用車両も運行するため、隣接工区とも調整のうえ、工事用車両の分散や工事施工ヤード周辺の発生土置き場の計画、発生土仮置き場の活用などにより、運行車両台数の抑制に努めます。

発生土運搬車両の運行計画



3. 工事用車両の運行計画及び安全対策

(1) 運行計画

(2) 安全対策

尾越工区



ダンプトラックのイメージ

中央新幹線
N-07-001

中央アルプストンネル新設
尾越工区 工事車両
大林・若築・株木JV

※左右各1枚、前後各1枚

- ・**歩行者**及び**地元車両**の通行を優先します。
- ・工事用車両には、「中央新幹線の工事であること」がわかるように、**ステッカー**等を貼り付けて、明示します。
- ・工事従事者への**入場時教育**、**交通安全KY**、**定期教育**を行い、指導を実施します。
- ・法定速度を遵守します。

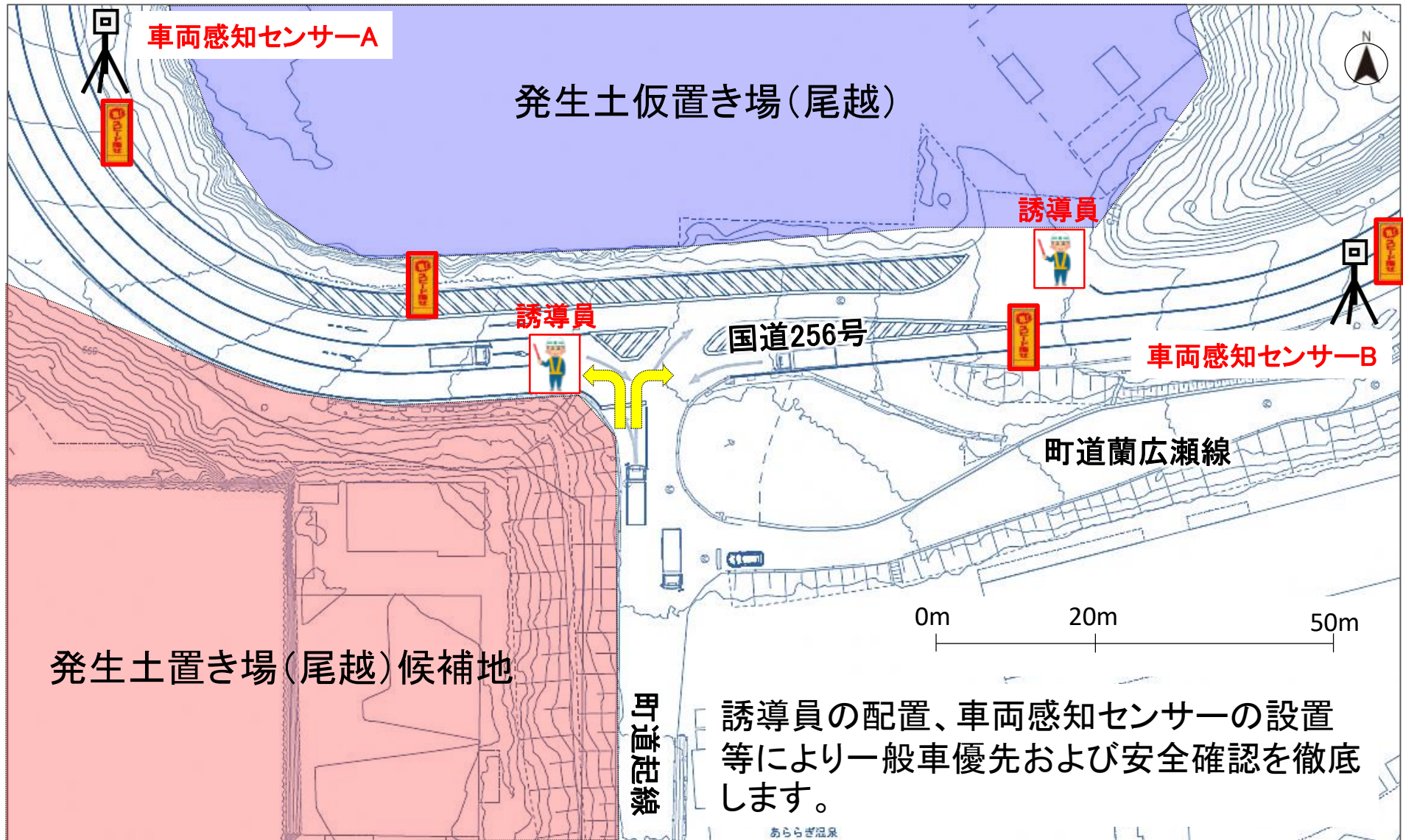


イメージ

入場時教育
交通安全KY



定期教育
(年1回)



- 発生土運搬ダンプおよび生コン運搬車両にGPS車両運行管理システムを搭載し、下記のとおり安全運行を支援します

①リアルタイム位置管理機能(運行間隔調整)

②衝突防止警告機能(音声自動警告)

③音声警告機能(法定速度の遵守)

④ドライブレコーダーの抜き打ちチェック

速度超過です。
減速してください。



ピーピー！

- 沿道及び観光地への対策として下記を実施します

⑤騒音低減運転教育

⑥ヒヤリハット教育

⑦ハザードムービー教育

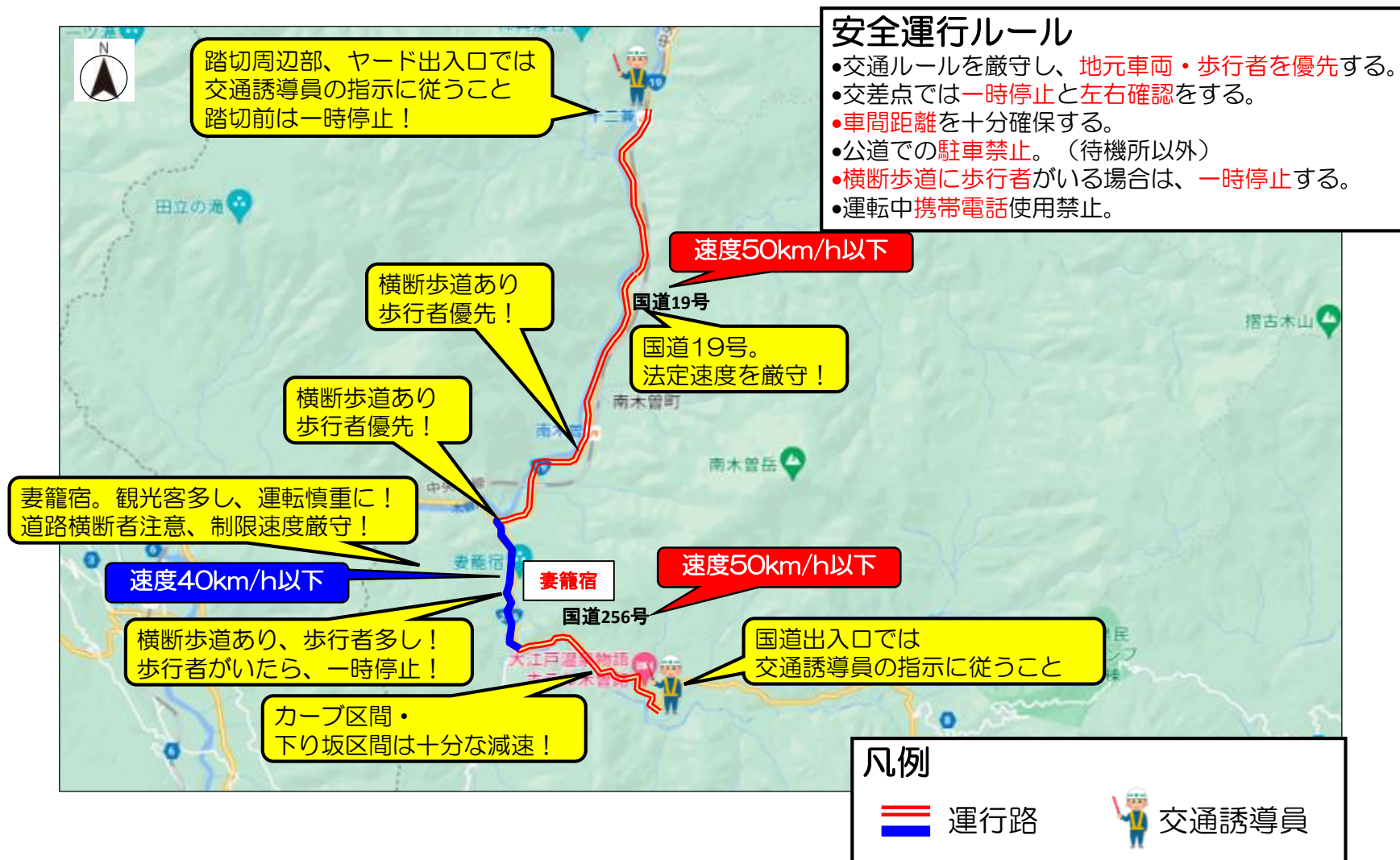


衝突防止警報装置

※イメージ



交通安全教育時には、以下のような**交通安全ハザードマップ**を活用し、具体的な安全対策を実施します。

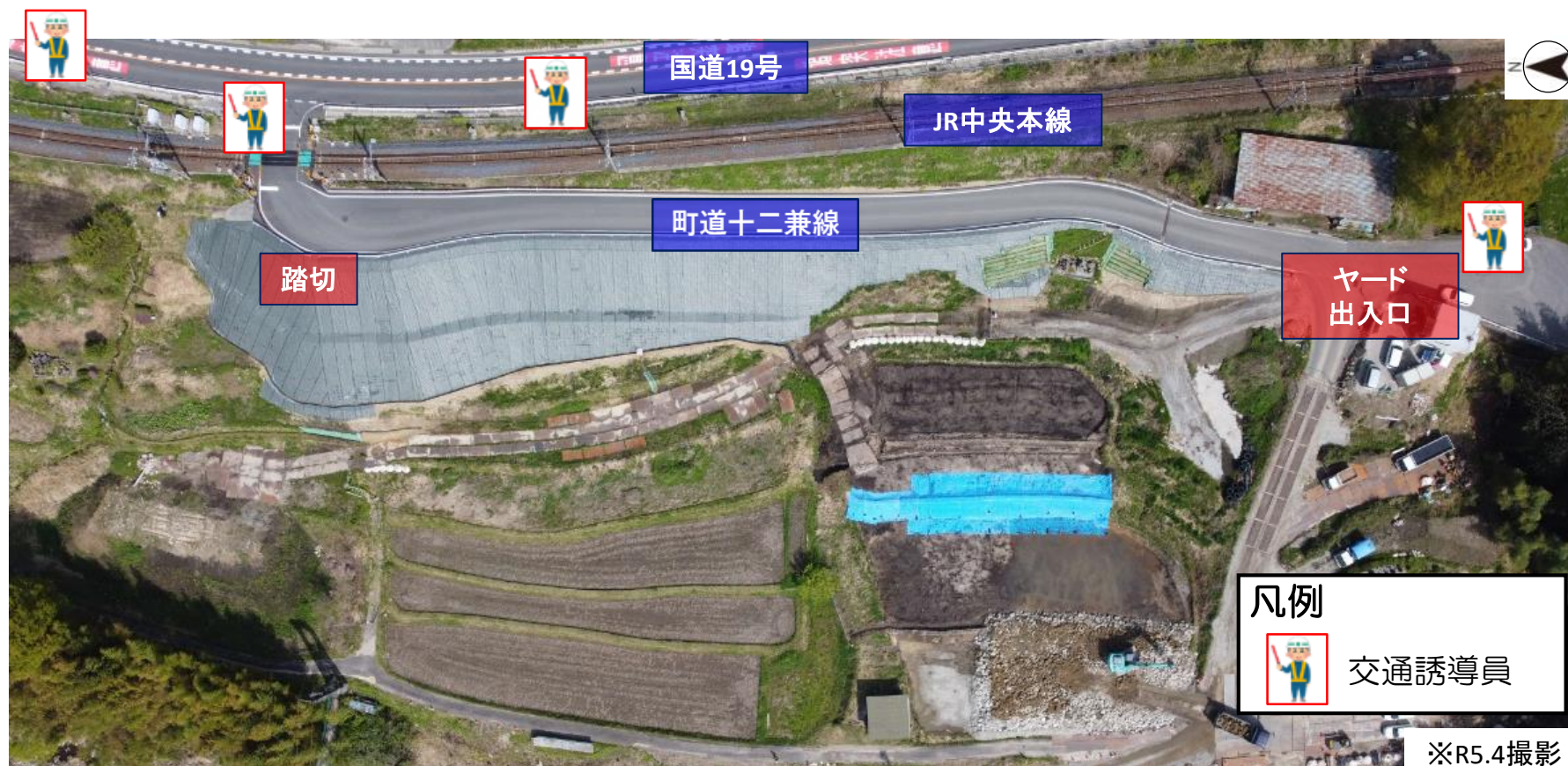


国道19号上下線の踏切手前に、『Om先工事用車両出入口』等の看板を設置し、通行車両に対して注意喚起を行います。



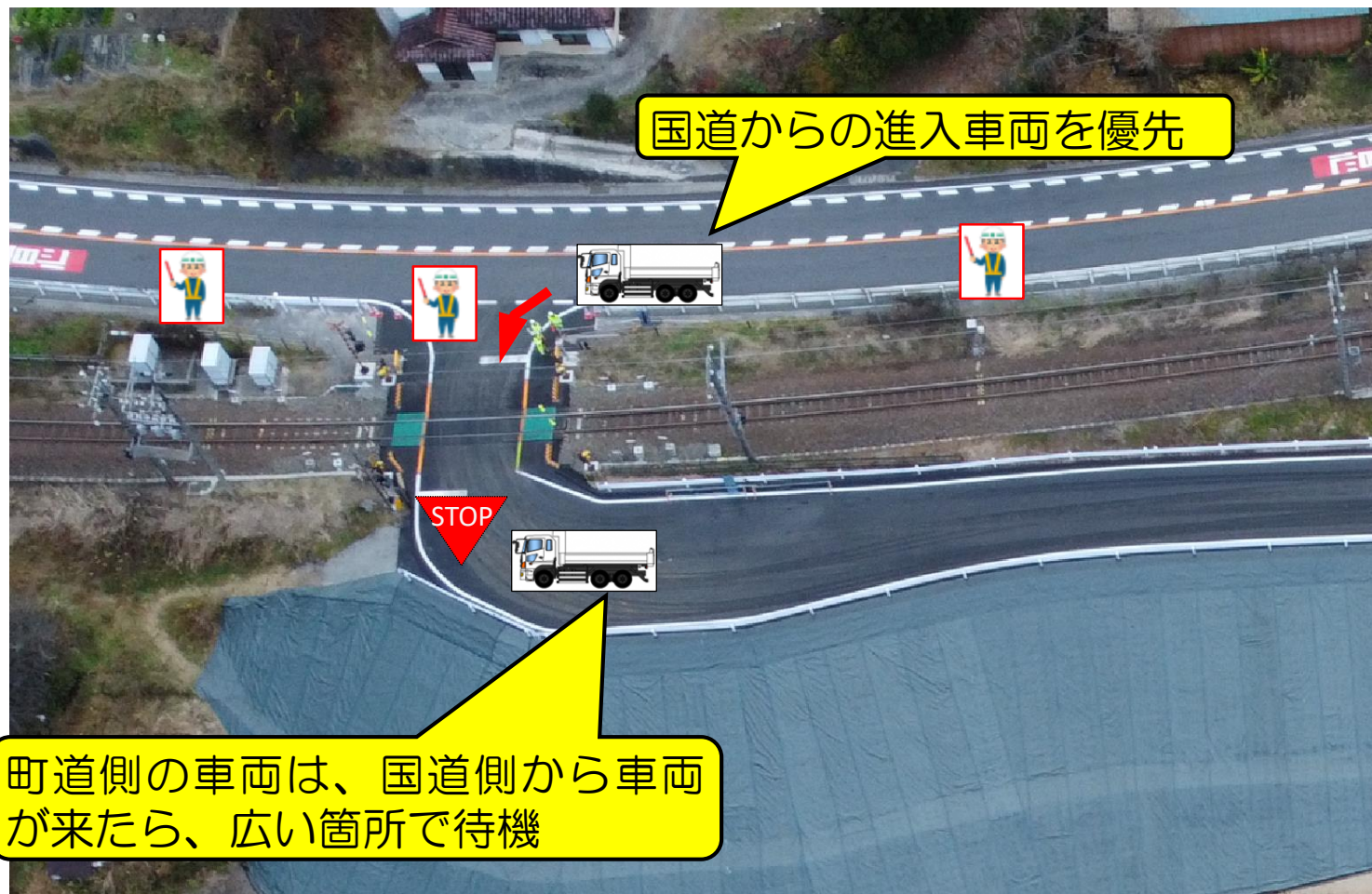
看板設置イメージ

工事車両が通行する踏切周辺部およびヤード出入口に**交通誘導員**を配置し、一般車両の通行を優先するよう誘導します。
また登下校の児童等の歩行者についても安全に誘導します。



踏切周辺部・ヤード出入口 交通誘導員配置イメージ
長野県の右岸道路工事と調整しながら運用します。

踏切部では**国道からの進入車両を優先**します。



長野県の右岸道路工事と調整しながら運用します。

1. 事業概要
2. 工事概要
3. 工事用車両の通行計画及び安全対策
- 4. 環境保全等**
5. その他

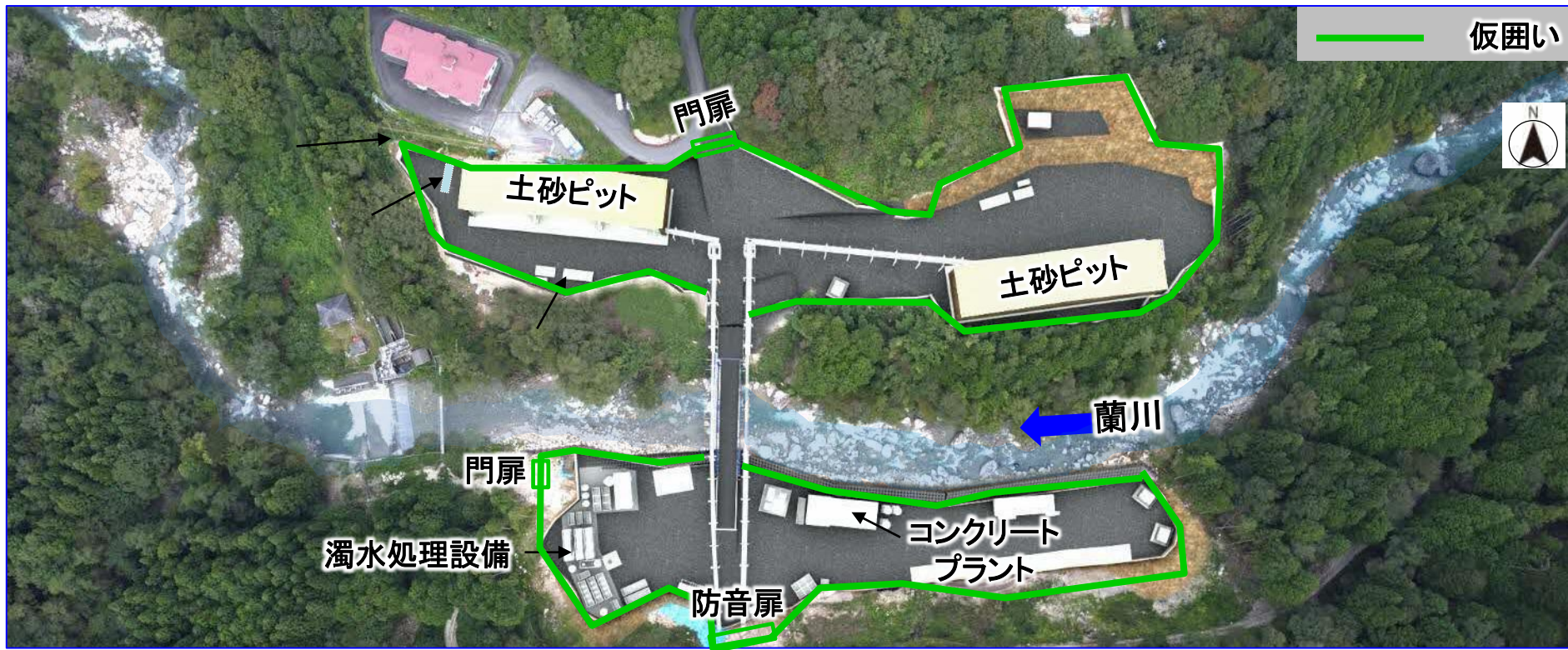
4. 環境保全等

(1) トンネル掘削※

(2) 発生土仮置き場(尾越)

(3) その他

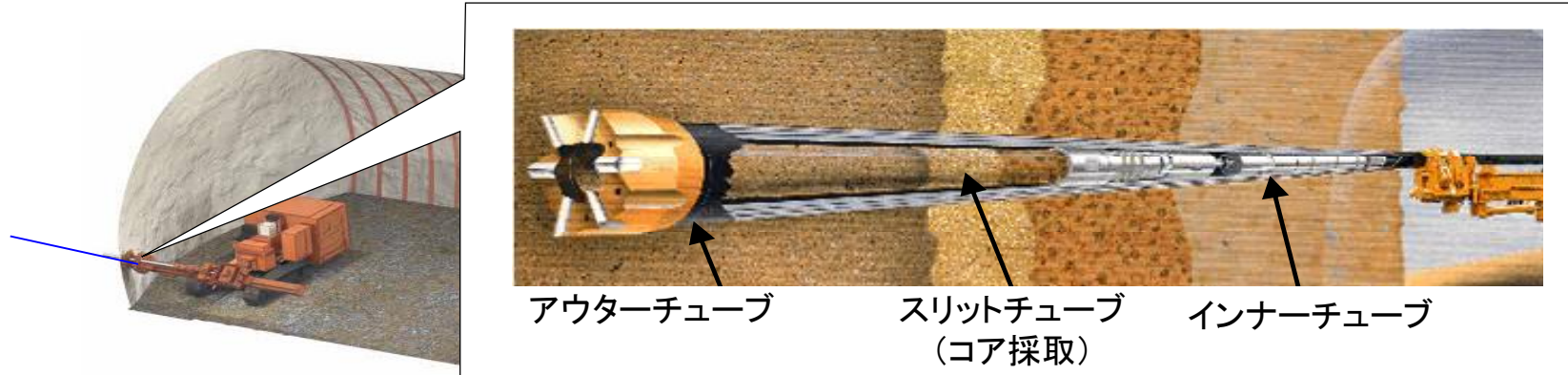
※尾越工区と隣接している広瀬工区・山口工区の内容も併せてご説明します。



- ・低騒音、排出ガス対策型建設機械の採用や防音扉等の環境保全措置を行います。

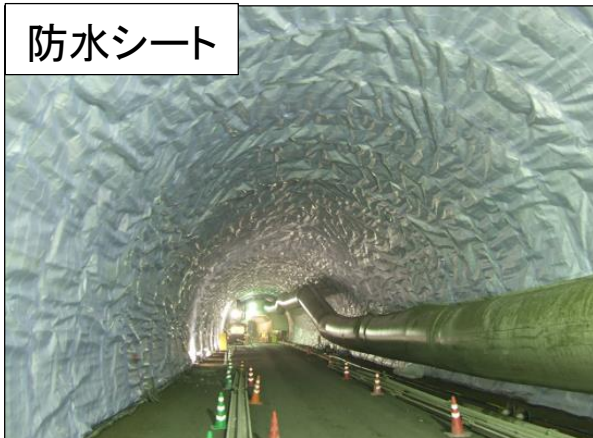


- 先進ボーリング等による地質、地下水の状況把握



- 防水シートや覆工コンクリートの設置
- 必要に応じ、薬液注入工の実施

防水シート



覆工コンクリート



薬液注入工



- 工事着手前、工事中、工事完了後に、河川の流量等の状況を定期的に監視していくとともに、トンネル内の湧水などの状況も併せて確認します。
- 調査の結果、万が一工事中に減水・渇水などの兆候が認められた場合には、水を利用される方の生活に支障をきたさぬよう、代替水源の確保などの対策を実施します。
- 水質に関する環境保全措置は以下を実施します。

- ・工事排水の適切な処理
- ・工事排水の監視(水質※、水量、水温)
- ・処理設備の点検・整備

※pH、浮遊物質：1回/日

自然由来の重金属等：定期的に調査

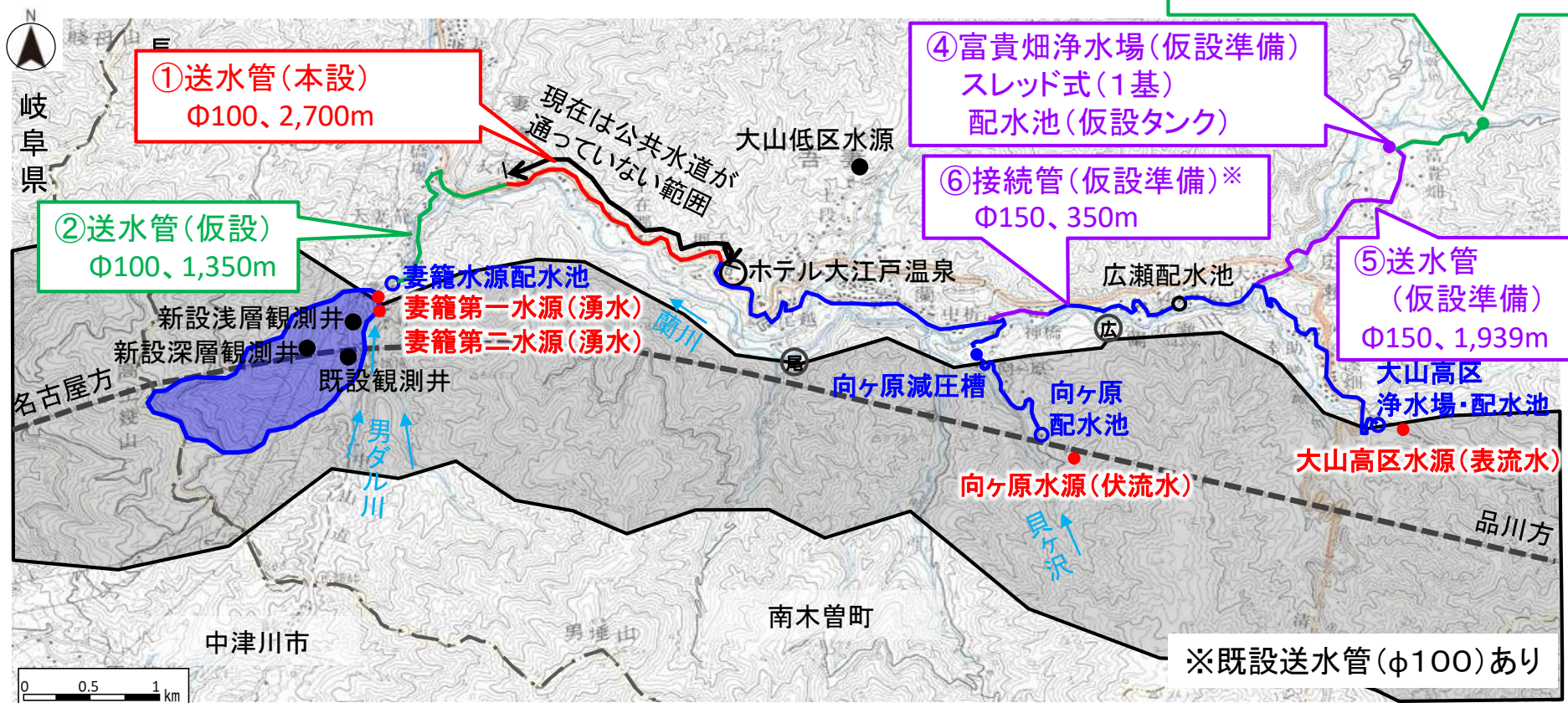
流量調査



工事排水の処理設備



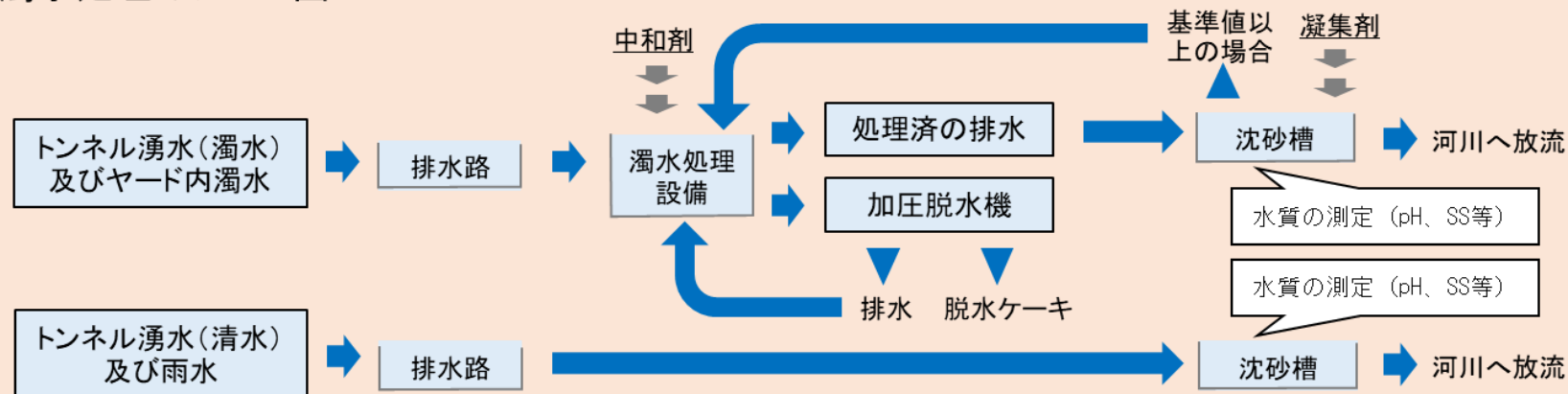
予備的措置の全体計画



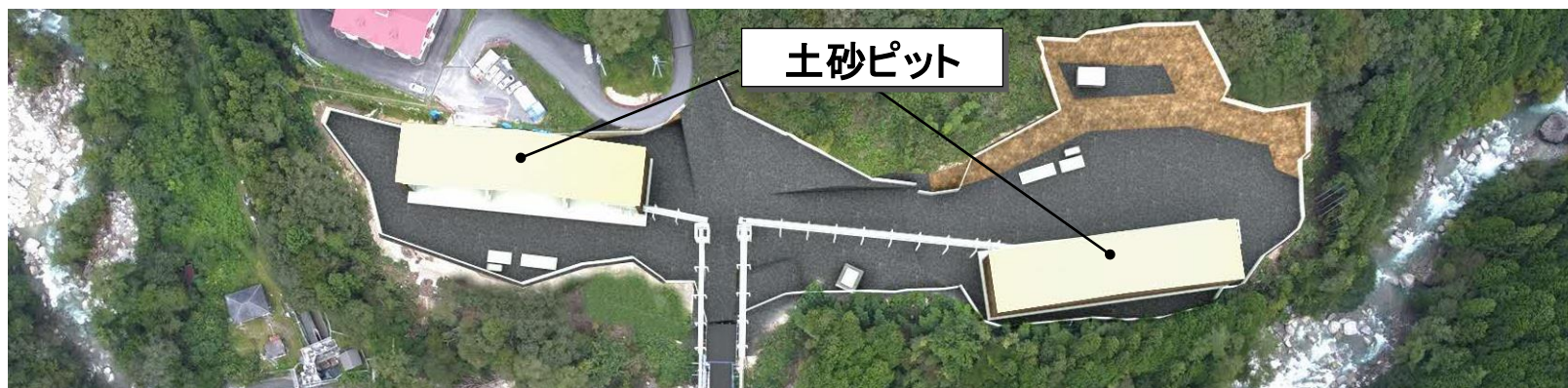
- ・水道水源の必要取水量を確保するため、予備的措置として必要な施設を事前に設置します。
- ・①、②の送水管設置が完了すると3水源が接続され、妻籠水源に万が一減水があった場合、向ヶ原水源、大山高区水源から妻籠水源に給水出来るようになります。
- ・①、②は尾越工区の斜坑掘削開始前の令和5年6月末に工事完了予定です。
- ・③～⑥は今年度施工予定です。



濁水処理のフロー図



- トンネル掘削土については、自然由来の重金属等の調査を1回/日を基本に実施し、試験結果が出るまで仮置きします。
- 土砂ピットは、3日分の発生土を1日分ずつ分けて仮置き出来るよう「3分割構造」とします。尾越工区は名古屋方、品川方の両方向に掘削を行うため、3分割構造の土砂ピットを2箇所設けます。



- ※土砂ピットの底面にはコンクリートを打設し、雨水が地面に浸透しないようにします。
また、排水は沈砂を行い、必要に応じて濁水処理をしたうえで蘭川に放流する計画です。
- ※発生土運搬車両の台数調整等のため、
一時的に土砂ピットに仮置きを行う場合もあります。

自然由来の重金属等判定用土砂ピット

【性能面】

- 定期的な車両の整備・点検

【粉塵防止】

- 現場内散水による粉塵の発生抑制
- タイヤの洗浄

【写真1】

【写真2】

【運転手指導】

- 法定速度の遵守、アイドリングストップの実施
- 急発進や急加速、空ぶかしの禁止
- 工事従事者への環境保全講習・指導の実施

【写真1】



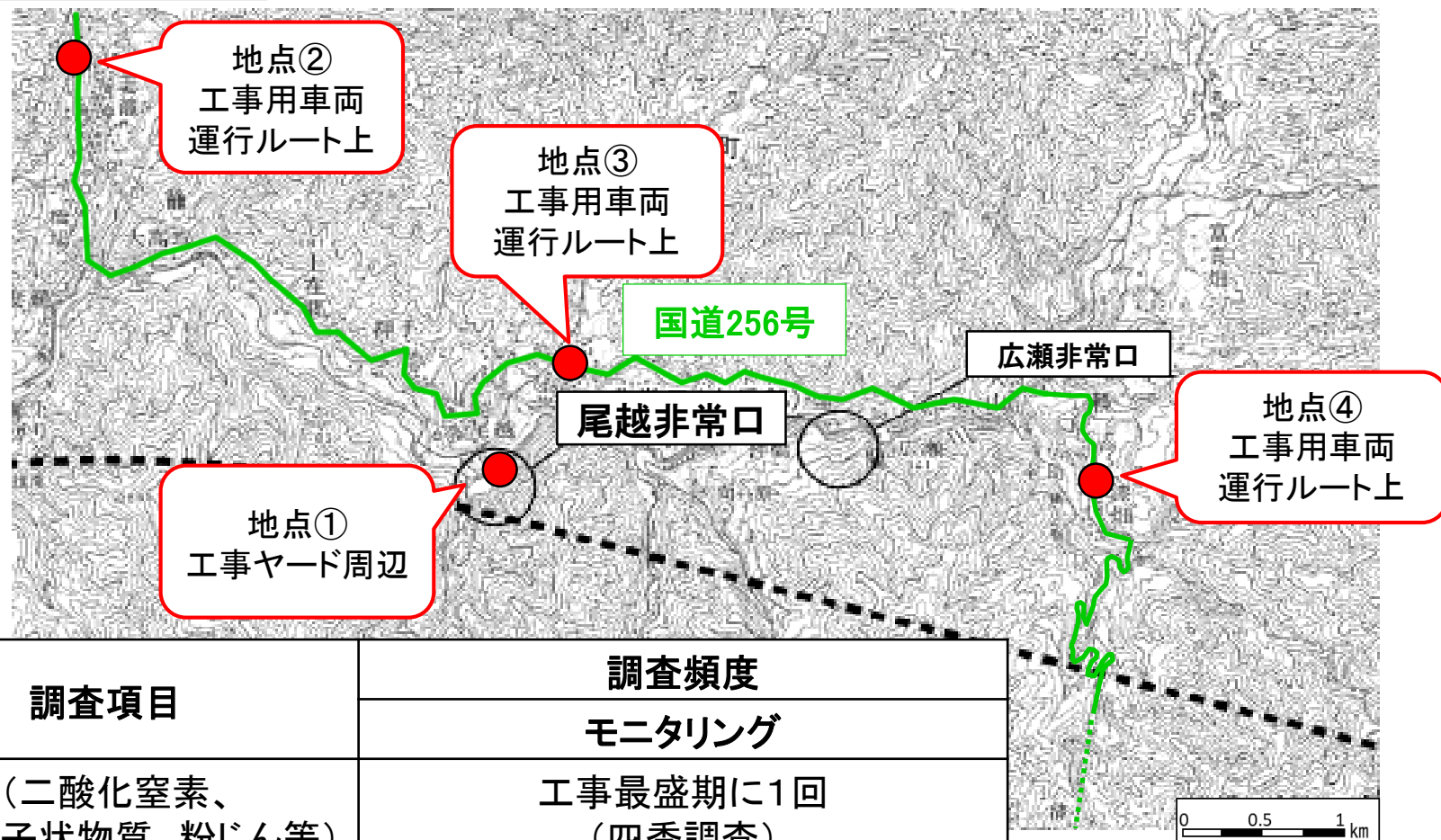
【写真2】



※類似工事の写真を掲載しております

- 水資源については予測の不確実性があることから、環境影響評価法に基づく事後調査を実施します。
- また、事後調査とは別に、次の項目についてモニタリングを実施します。
 - ◇騒音、振動
 - ◇水質、水資源
 - ◇土壌汚染
 - ◇動物、植物(河川の周辺)※減水の兆候が見られた場合
- モニタリングとは別に、工事施工ヤードでの騒音・振動について、日々簡易計測を実施します。
- 本工事で実施する事後調査・モニタリングの調査地点については、現地の状況や工事計画を考慮し、計画しました(次項以降参照)。

モニタリング地点



調査項目

調査頻度

モニタリング

大気質(二酸化窒素、
浮遊粒子状物質、粉じん等)工事最盛期に1回
(四季調査)

騒音

工事最盛期に1回

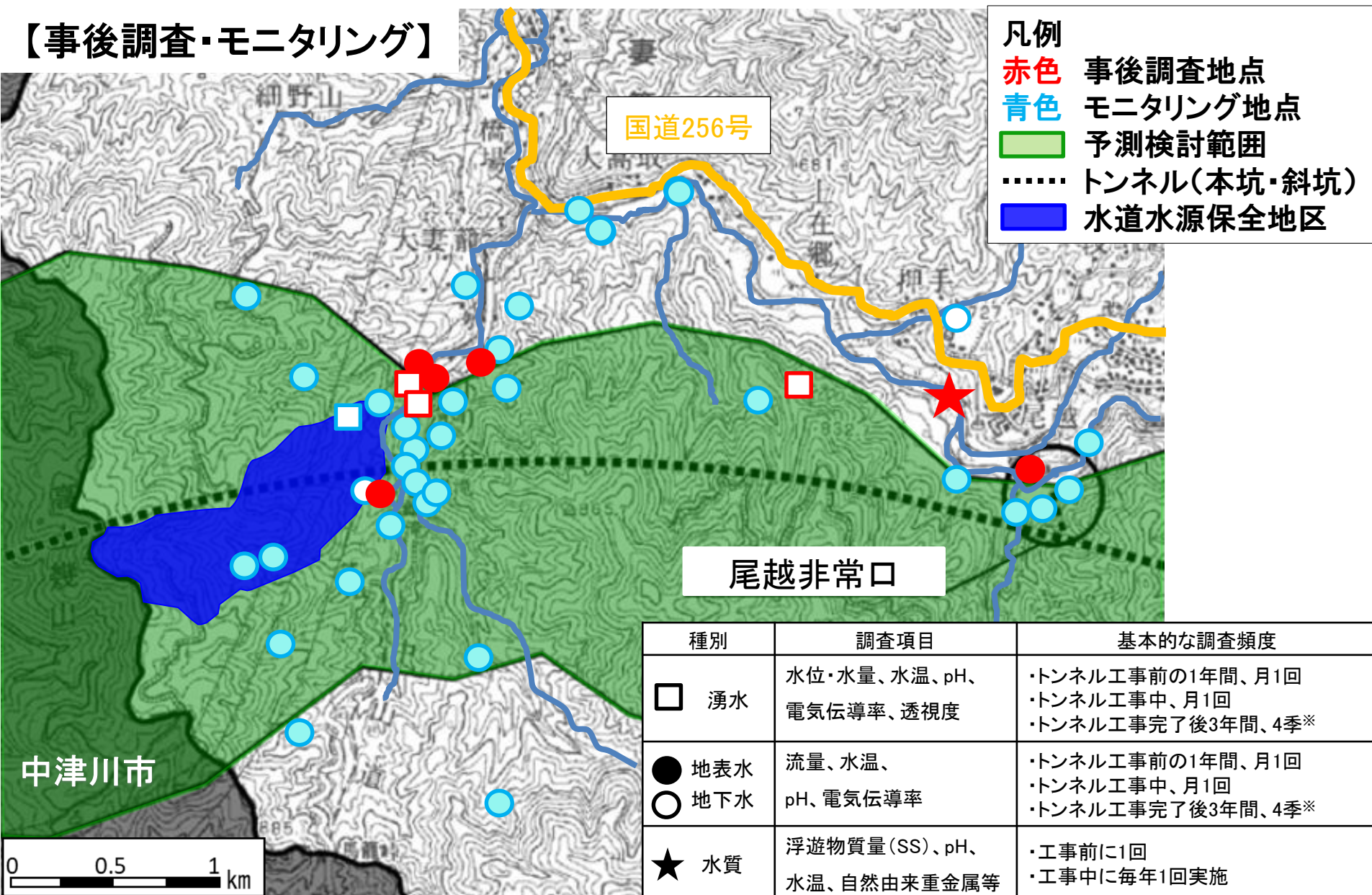
振動

工事最盛期に1回

※尾越非常口周辺では、騒音・振動の日々の簡易計測も実施します

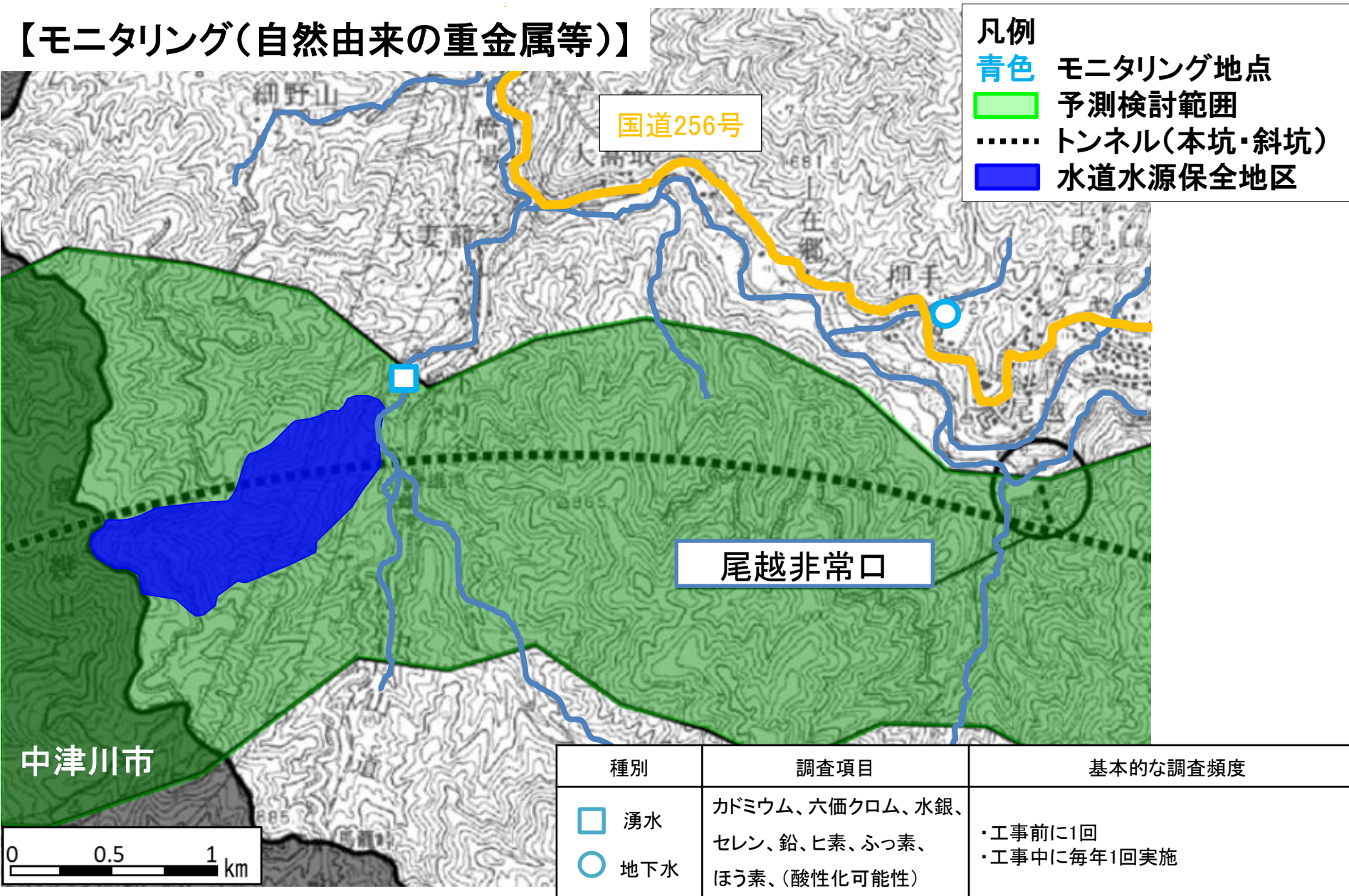
※状況に応じて調査期間及び調査頻度は変更する可能性があります。

【事後調査・モニタリング】



※状況に応じて調査期間及び調査頻度は変更する可能性があります。

【モニタリング(自然由来の重金属等)】



4. 環境保全等

(1) トンネル掘削

(2) 発生土仮置き場(尾越)

(3) その他

- 検討項目
 - ◇大気質、騒音、振動
 - ◇水質(水の濁り)
 - ◇重要な地形及び地質、土地の安定性
 - ◇文化財
 - ◇動物、植物、生態系
 - ◇温室効果ガス
- 今後、上記の項目に係る検討結果について、当社でとりまとめを行います。
- 詳細は長野県及び南木曾町に送付・公表し、当社HPに掲載します。

- 工事排水の監視及び適切な処理
- 工事従事者への環境対策講習、指導
- 低騒音、排出ガス対策型建設機械の採用
- その他、工事施工ヤードと同様の措置

【写真1】

【写真2】

【写真1】



【写真2】

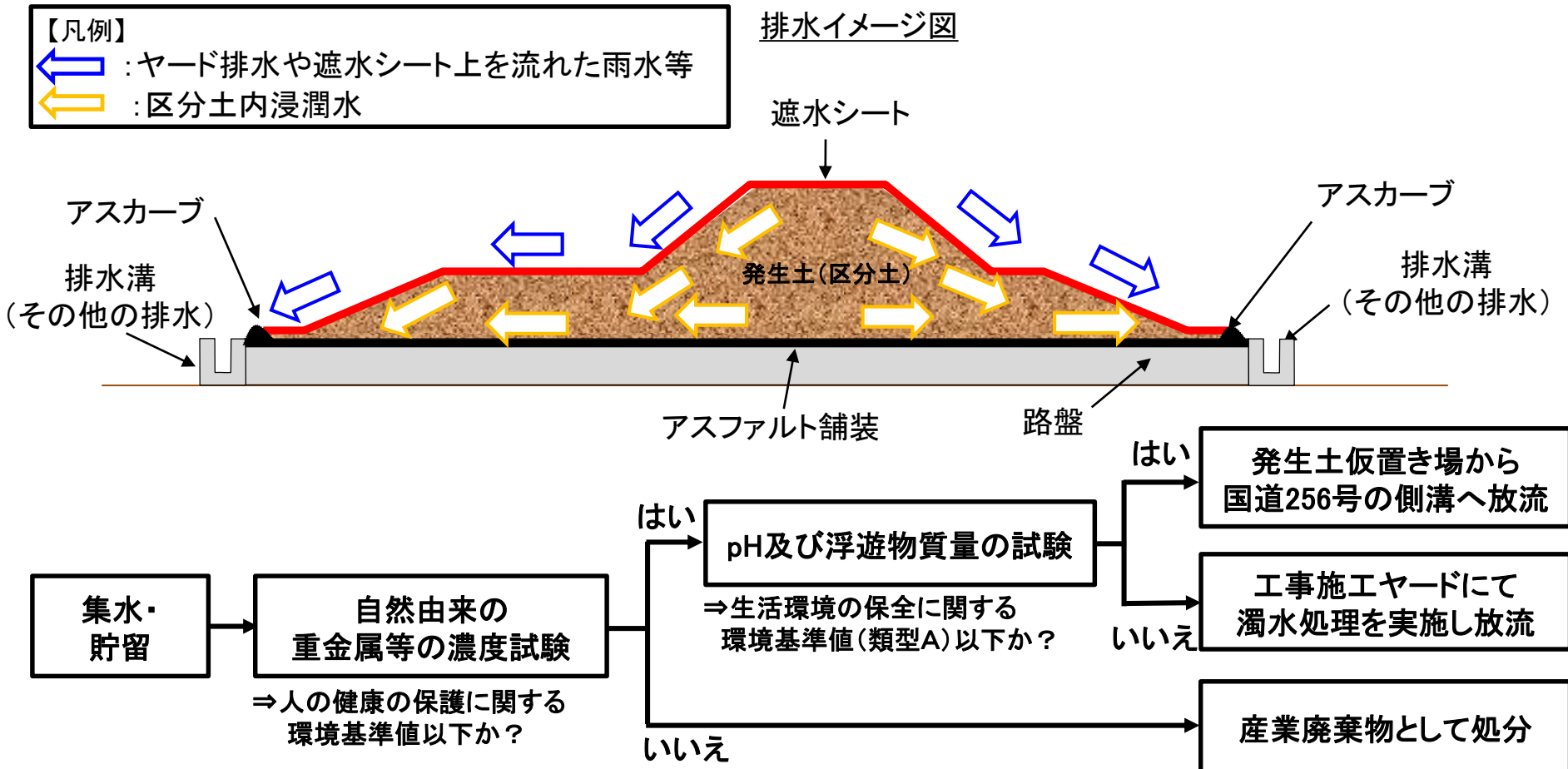


※類似工事の写真を掲載しております

- トンネル掘削の発生土は、地質の性質等によっては、基準値以上の自然由来の重金属等や将来的に酸性化の可能性が高い土（以下、「区分土」という。）が含まれている場合があります。
- トンネル発生土については、粒径や対象範囲の考え方から、「土壌汚染対策法」の対象外となっていますが、当社の取り組みとして区分土については、「建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブック（独立行政法人土木研究所）」等に基づいて、適切な対策を行います。
- 発生土仮置き場（尾越）は、区分土が発生するまでは通常の仮置き場として使用していきませんが、区分土が発生した場合には、区分土を搬入し、管理していきます。

＜工事中の区分土に関する管理計画＞

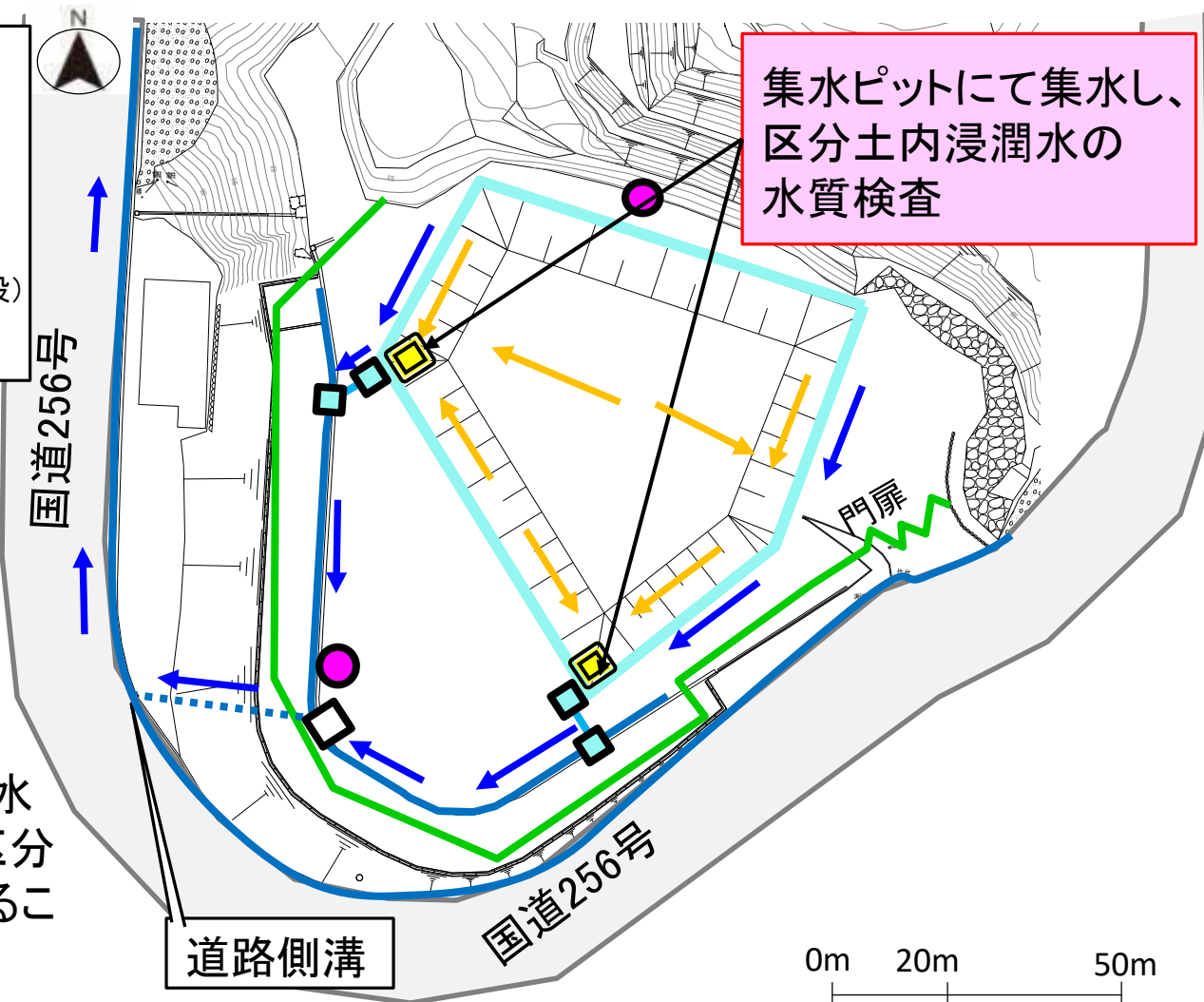
- 区分土内浸潤水については、土砂ピットにて集水し、自然由来の重金属等の濃度を確認する試験を行い、下記のフロー図の手順で処理・処分します。



【区分土】

凡例

- | | | |
|----------|----------|-------|
| 仮囲い | 観測井 | 集水ピット |
| 排水溝(既設) | 排水溝(新設) | |
| 暗渠管(既設) | | |
| 集水設備(既設) | 集水設備(新設) | |
| 区分土内浸潤水 | 雨水等 | |



・仮置きした区分土の表面を遮水シートで覆います。そのため、区分土内浸潤水と雨水等が合流することはありません。

・仮置きした区分土は最終的に搬出し、原形復旧する計画です。搬出した区分土は、①自社用地内等における封じ込め、②公共事業への活用、③受入施設への運搬・有価処理などにより最終処分を行います。

<モニタリング>



<モニタリング>

調査項目		調査地点	調査期間
水質(河川水)	浮遊物質(SS)	 仮置き場の 工事排水を 放流する箇所の 下流地点	工事前 : 1回 工事中 : 年1回(低水期)
	水素イオン濃度(pH)		

区分土の場合

調査項目		調査地点	調査期間
水資源 (地下水の水質)	水素イオン濃度(pH)	 観測井戸	搬入前 : 1回 搬入・搬出中 : 毎月1回 仮置き中 : 毎月1回(定常化するまで) 四半期に1回(定常化後) 搬出後 : 毎月1回(定常化するまで)
	自然由来の重金属等		
水質 (河川水、浸潤水)	浮遊物質(SS)	 仮置き場の 工事排水を 放流する箇所の 下流地点	搬入前 : 1回 搬入・搬出中 : 毎年1回(低水期) ◆浸潤水は排水前にその都度実施
	水素イオン濃度(pH)		
	自然由来の重金属等	 仮置き場の 排水設備の流末	搬入前 : 1回 搬入・搬出中 : 毎月1回 仮置き中 : 毎月1回(定常化するまで) 四半期に1回(定常化後) 搬出後 : 毎月1回(定常化するまで) ◆浸潤水は排水前にその都度実施
土壌汚染	自然由来の重金属等	仮置き場	搬出後 : 1回

工事中のモニタリング結果を踏まえ、必要に応じて工事完了後も影響が収束するまでの間、モニタリングを実施し、必要な場合には追加の環境保全措置を実施します。

＜工事中の管理計画＞ 【異常時対応】

- ・大雨(1時間降水量30mm以上):

作業を中止し、巡回点検(法面、排水箇所等)の実施

異常を発見した際、異常時連絡系統図に従い、関係各所に連絡
安全確保に必要な措置の実施

- ・地震(震度4以上):

巡回点検(法面、構造物等)の実施

異常を発見した際、異常時連絡系統図に従い、関係各所に連絡
安全確保に必要な措置の実施

- ・ 事後調査、モニタリング結果については、随時結果を整理しています。質問等につきましては、JR東海（中央新幹線長野工事事務所）までお問い合わせください。
- ・ 上記の結果や環境保全措置の実施状況については、事業者の取り組みとして年度ごとに取りまとめ、長野県及び関係自治体へ送付・公表し当社HPに掲載します。
妻籠水道水源のモニタリング結果については、毎年環境審議会にて専門家の方々にご審議いただきます。
- ・ 結果を受け、必要に応じて環境保全措置の追加や変更を実施します。
- ・ 環境保全措置の追加や変更がある場合は、影響が及ぶ可能性のある地域にお住まいの方々などに、あらかじめご説明します。

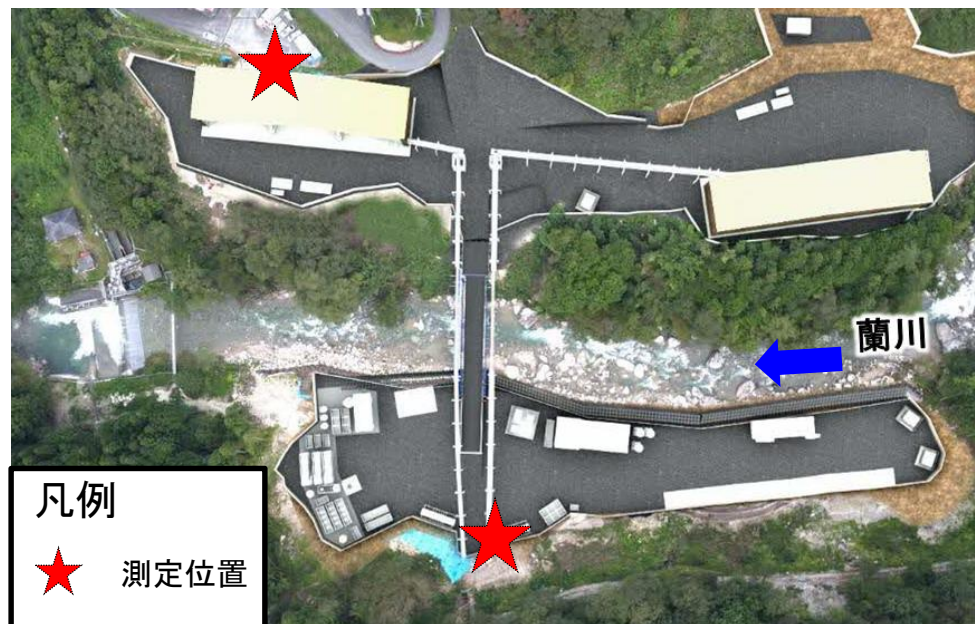
4. 環境保全等

(1) トンネル掘削

(2) 発生土仮置き場(尾越)

(3) その他

- ・トンネル掘削の発生土による放射線量の増加は考えていませんが、自然状態の放射線量と比較するため、トンネル掘削時にはヤード内にて放射線量を1日1回測定します。
- ・測定した放射線量の管理値は、自然放射線量からの増分1mSv/年(0.11 μ Sv/h)以下としています。この値は鉱山保安法等に定められた周辺監視区域の外側における限度値を参考にしています。
- ・万が一管理値を超過した場合は、南木曾町へ速やかにご連絡し、対策を実施いたします。



1. 事業概要
2. 工事概要
3. 工事用車両の通行計画及び安全対策
4. 環境保全
5. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例
6. その他

令和5年1月1日より、
「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」が施行されました

目的(条例第1条)

この条例は、土砂等の盛土等に関し、土砂等の盛土等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関する必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。

制定の背景

この条例は、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機として制定された。熱海市での災害を受け、長野県は市町村と連携して盛土総点検を実施した。その結果、直ちに土砂災害が発生する危険な盛土はなかったものの、必要な災害防止措置の実施が確認できない盛土も判明した。

既存の法令による規制では十分に対応できない事例も想定されたことから、土砂崩落の危険から県民の安全を確保するために、新たな盛土行為を一律に規制する条例を制定することとした。

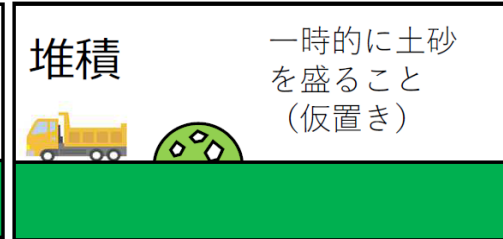
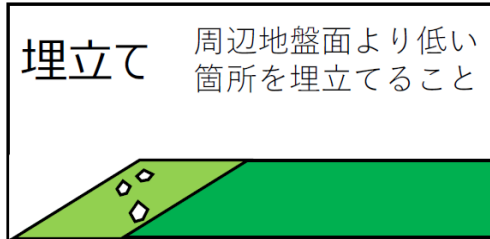
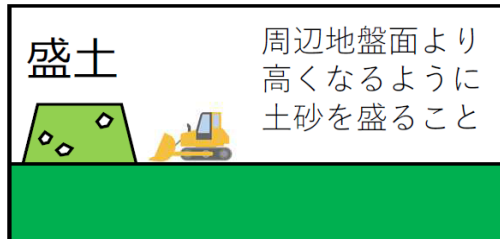
以上の制定趣旨から、この条例は、土砂等の崩落等による災害の発生防止を目的とするものである。

(「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例の解説」より引用)

この条例により、一定規模以上の盛土等については、原則、知事の許可が必要になります

【許可の対象】

面積が3,000m²以上 又は 高さが5m以上 の盛土等

【対象となる盛土等】**【許可が不要な盛土等】**

- ✓ 国、地方公共団体等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ✓ 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等による盛土等
- ✓ 非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
- ✓ 高さが1m以下の盛土等

(長野県HPより抜粋)

盛土構造等、盛土等の安全性について長野県に確認頂きます

条例第10条第1項

申請者は、当該許可の申請日から起算して30日前までに、規則で定めるところにより、**盛土等区域の周辺地域の住民に対し、次条第1項又は第2項の申請書の内容を周知させるための説明会を開催するものとする。**

条例第11条第1項

申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 土砂等の盛土等の目的

(3) 盛土等区域の位置

(4) 土砂等の盛土等を行う土地の面積

(5) 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量

(6) 土砂等の盛土等を行う期間

(7) 土砂等の盛土等の施工を管理する者(「管理責任者」)の氏名

(8) 土砂等の盛土等の用に供する施設の設置、
土砂等の搬入その他土砂等の盛土等の施工に関する計画

(9) その他規則で定める事項

今回申請内容

＜長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例にかかる申請内容＞

(1) 氏名及び住所

名 称 : 東海旅客鉄道株式会社
代 表 者 : 代表取締役社長 丹羽 俊介
主たる事務所の所在地 : 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

(2) 土砂等の盛土等の目的

: 建設発生土の仮置きのため

(3) 盛土等区域の位置

: 長野県木曽郡南木曽町吾妻2335外7筆

(4) 土砂等の盛土等を行う土地の面積

面積 : 約12,000m²

(5) 盛土等に使用する土砂等の量

: 約26,000m³

(6) 盛土等を行う期間

: 令和5年10月～令和8年7月

(7) 土砂等の盛土等の施工を管理する者(「管理責任者」)の氏名

大林・若築・株木 中央新幹線、

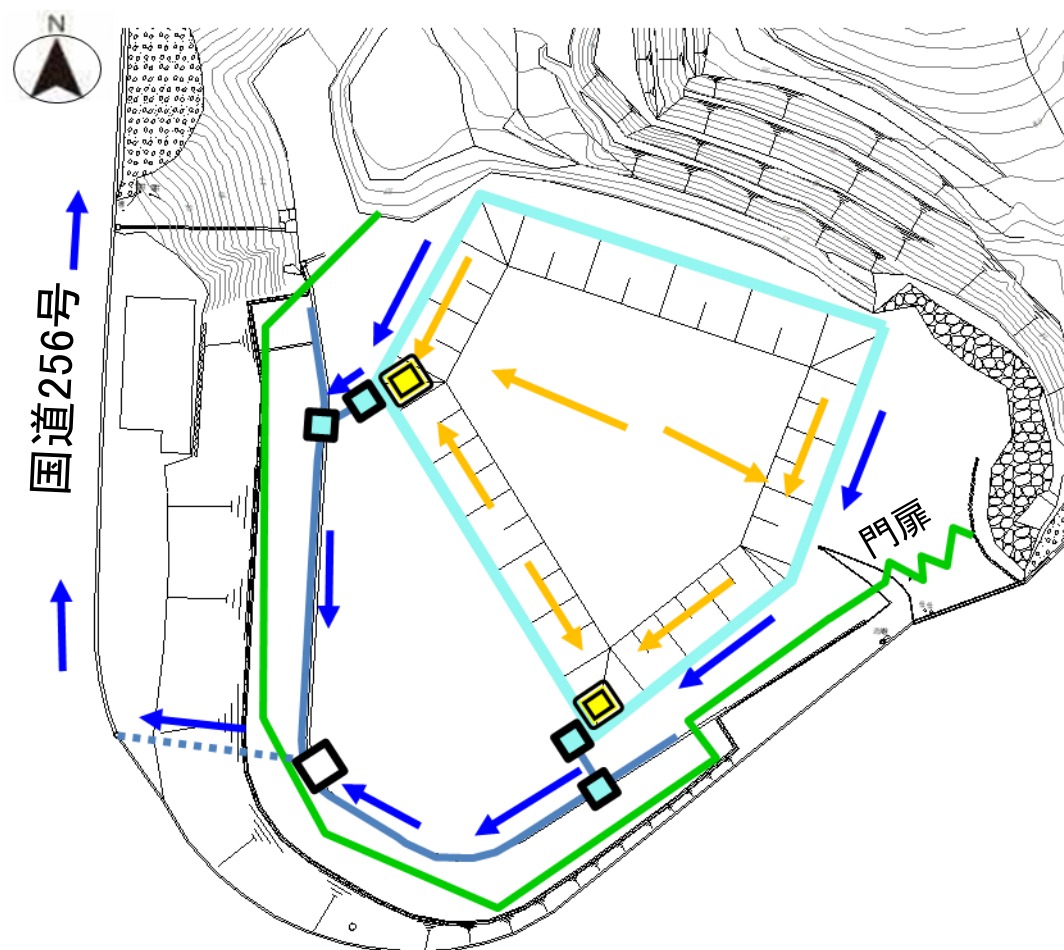
中央アルプストンネル(尾越)特定建設工事共同企業体

(8) 土砂等の搬入、その他施工に関する計画

1) 仮囲い、排水設備設置

2) 盛土、搬出(盛土期間中繰返し)

- ・敷き均し
- ・転圧
- ・法面、小段設置
- ・盛土
- ・搬出



凡例

- | | |
|-------------|------------|
| — 仮囲い | ■ 集水ピット |
| — 排水溝(既設) | — 排水溝(新設) |
| --- 暗渠管(既設) | |
| □ 集水設備(既設) | ■ 集水設備(新設) |
| ← 区分土内浸潤水 | ← 流水方向 |

(9) その他規則で定める事項

『長野県規則第46号 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則
第6条第1項より、次に掲げる事項を申請書に記載します。

申請者が法人である場合にあっては役員の氏名及び住所

個人情報保護の観点から、記載を控えさせていただきます。

申請者が条例第13条第1号のキに規定する未成年者である場合にあっては、
その法定代理人の氏名及び住所

該当なし

申請者に条例第13条第1号のク又はケに規定する使用人がある場合にあっては、そ
の者の氏名及び住所

東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線建設部名古屋建設部
中央新幹線長野工事事務所
所長 杉浦禎信

(個人情報保護の観点から、住所は割愛させていただきます。)

(9) その他規則で定める事項

申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所(これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	25,882,200
株式会社 日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	12,326,800

妻籠地区説明会延期に伴い、受付期間を修正しています

(10) 意見書の提出

条例第10条第2項

説明会に係る許可申請の内容について、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止の見地から意見を有する周辺地域の住民は、当該説明会の開催の日（前項ただし書に規定する説明会を開催することができない場合にあっては、申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じた日）から許可申請の日までの間に、当該申請者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

意見書のご提出につきましては、ご郵送を基本として承ります。

受付×切：令和5年7月6日（必着）：蘭、広瀬

令和5年7月12日（必着）：妻籠

問合せ先

〒395－0052

長野県飯田市元町5451

東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線長野工事事務所

TEL: 0265－38－6500

土・日・祝日・年末年始を除く平日、9時～17時

条例第10条第3項

申請者は、第1項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見を受けてとった措置その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。

頂いたご意見 及び その意見を受けてとる措置等を記載の上、
申請書面を長野県へ提出いたします。

5. その他

【事業全般に関すること】

事業者 東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線長野工事事務所 (TEL 0265-38-6500)

環境保全事務所 (TEL 0265-52-6511)

住所 長野県飯田市元町5451番地

(受付日時／土、日、祝日、GW・お盆・年末年始を除く平日、9時～17時)

【工事の監督指導に関すること】

発注者 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

関東甲信工事局 中津川鉄道建設所 (TEL 0573-67-8690)

住所 岐阜県中津川市日の出町1-45

(受付日時／土、日、祝日、GW・お盆・年末年始を除く平日、9時～17時)

【工事内容に関すること】

施工者 大林・若築・株木 中央新幹線、中央アルプストンネル(尾越)

特定建設工事共同企業体〔構成員：(株)大林組・若築建設(株)・株木建設(株)〕

JV事務所 (TEL 0264-24-0910)

住所 長野県木曽郡南木曽町吾妻2333

※土・日・祝日に問い合わせいただく場合は、大林JVに問い合わせください。

大林JVから機構やJR東海にも速やかに情報を展開の上、迅速にご対応いたします。

ご清聴ありがとうございました

